

舞鶴市第 5 期地域福祉計画

(2023 年度～2026 年度)

舞鶴市



ごあいさつ

現在、急速に進む少子高齢化に加え、核家族化や単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しているほか、8050問題や、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複合・重層的な課題を抱えた世帯が増加しています。さらには、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症が地域に与えた影響は甚大で、多くの地域活動が制限されるなど、人が集う機会が減り、住民相互のつながりの希薄化に拍車をかけました。

このような中、今日の地域福祉には、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域住民が助け合いながら共に課題を解決していく「地域共生社会の実現」が求められています。本市においても、住民の複合・重層化した支援ニーズに対し、各分野の専門機関や地域等が連携して、包括的に受け止めることができる体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」を進めていく必要があります。

第5期地域福祉計画では、「地域住民」を地域福祉推進の主体として位置付けるとともに、多様な地域課題の解決に向けて、人とひと、人と地域がいつまでも「つながり続ける」ことができるよう、住民、地域、福祉関係団体、行政等が共に考え、取り組んでいく体制づくりを整備するものとし、「誰もが住み慣れた地域で生きいきと暮らすことができるまち」の実現に向けた道筋をお示しすることを主な内容としています。

本市では、「未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴」を目指すまちの将来像として掲げた、第7次舞鶴市総合計画・後期実行計画のもと、安全で安心できるまちづくりに取り組む上で、地域福祉を着実に推進して参りたいと考えておりますので、皆さま方のより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

あとになりましたが、本計画策定にあたりお力添えを賜りました、福知山公立大学地域経営学部教授の川島典子先生をはじめとする、第5期地域福祉計画策定懇話会委員の皆さま、アンケート調査やヒアリング調査の実施にご協力をいただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和5年7月

舞鶴市長 鴨田 秋津

はじめに

地域福祉はみんなの ふ・く・し

「福祉」はその頭文字をとって「**ふ**だんの**く**らしが**し**あわせ」と表現されることがあります。

「福」の字も「祉」の字も、どちらにも「しあわせ」の意味があり、「福祉」は自分も含めた「誰もがしあわせになること」を意味しています。

年齢や性別、障害や傷病、子育て世帯や単身世帯など、あらゆる状況やライフステージに関わらず「**誰もが**」です。

何にしあわせを感じるか、何がしあわせかはその人によって異なりますが、地域に住む誰もが「しあわせ」を感じながら暮らすことができるよう、自分のしあわせはもちろん、周りの人のしあわせも大切にしながら生きる。そんな考え方が地域福祉の基本になります。

この地域福祉計画は、舞鶴市に暮らす皆さんのしあわせにつながる方策を示したものです。自分のために、地域のために、できることを少しずつ実践してみませんか。

もくじ

第1部 総論

第1章	計画の趣旨	
	1. 計画策定の背景	2
	2. 第4期地域福祉計画の振り返り	3
	3. 計画の役割と位置付け	4
	4. 計画期間	5
第2章	舞鶴市の地域福祉を取り巻く現状と課題	
	1. 統計資料から	6
	2. アンケート調査から	9
	3. ヒアリング調査から	12
第3章	計画の基本的な考え方	
	1. 基本理念	14
	2. 施策展開の基本方向	15
	3. 計画の体系	16

第2部 各論

第4章	各分野の新たな連携	
	1. 異なる分野の新たな連携	18
第5章	福祉サービスが利用しやすいしくみづくり	
	1. 相談体制の充実	21
	2. 自ら必要な情報を得たり判断したりすることが困難な人への対応	22
	3. 災害時の要援護者支援	25
第6章	地域の福祉環境づくり	
	1. 地域の中での連携	27
	2. 日常生活を支えるサポート体制	30
	3. サービスの質の向上	31
第7章	みんなが参加する（市民参加の促進）	
	1. 市民の地域福祉活動への参加促進	33
	2. 地域福祉活動を行う各種団体への活動支援	34
	3. 小地域ネットワーク活動の強化	35
第8章	重層的な支援体制の整備	
	1. 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり	37
	2. 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築	39

第3部 資料編

1. 第5期地域福祉計画策定懇話会	42
2. 地域福祉に関するアンケート結果	43
3. ヒアリング調査まとめ	64
4. 用語解説	75

第 1 部

総 論

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

全国的に、急速な少子高齢化の進行に加え、核家族化の進展や地域の相互扶助機能が弱体化し、住民相互のつながりも希薄化するなど、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、人々が抱える課題は、高齢、障害、生活困窮、子どもなど、各福祉分野の課題に容易に分類できるものばかりではなく、それらが複雑に絡み重なり合った課題へと広がっています。加えて、令和2年から世界的に流行した「新型コロナウイルス感染症」が地域に与えた影響は甚大で、地域がこれまで大切に守り継承してきた伝統や文化活動や生活習慣等を一変させ、人とひととのつながりの希薄化を加速度的に進行させました。

このような中、国において、平成30年4月の社会福祉法改正により、高齢者のケアを主眼とする地域包括ケアシステムの考え方を地域に住むあらゆる人々に拡大する「地域共生社会」の実現、全世代・全対象型の支援を行う包括的支援を実現するという方針が打ち出されました。続く令和2年6月の社会福祉法改正では、高齢者、障害者、生活困窮者、子どもの相談支援等、既存の取組みや地域資源を活かしながら、住民の複合・重層化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

本市においても全国平均を上回る速度で少子高齢化が進行するとともに、ひとり親世帯や一人暮らしの高齢者世帯などの少人数世帯の増加に加え、個人の価値観や生活様式の多様化に伴う地域のつながりの希薄化による地域や家庭での支えあいの力が弱体化するなど、様々な課題が顕在化しています。さらには、いわゆる8050問題や、ヤングケアラー、ダブルケアなどの複合・重層的な課題を抱えた方が増加する中、これらの課題に各分野の相談機関において柔軟に対応しているところですが、その対応が非常に大きな負担となっています。福祉制度の転換期と言われる今、本市においても、国によって制度化された「重層的支援体制整備事業」への取組みを進めていく必要があります。

このような背景の下、平成30年度に作成した「第4期地域福祉計画」の基本目標である「誰もが住み慣れた地域で役割を持って生きいきと暮らし続けられるまちを目指して」を継承しつつ、新たな課題に対応し、豊かな地域共生社会の実現を目指した「第5期地域福祉計画」を作成するものです。

2. 第4期地域福祉計画の振り返り

2019年度から2022年度の4年間を計画期間とした第4期地域福祉計画では、「誰もが住み慣れた地域で役割を持って生きいきと暮らし続けられるまちを目指して」を基本理念とし、1「各分野の新たな連携」、2「福祉サービスが利用しやすいしくみづくり」、3「地域の福祉環境の基盤づくり」、4「市民参加の促進」、5「包括的な支援体制の整備」の5つを基本方向として進めてきました。

1「各分野の新たな連携」では、令和2年4月1日から、生活支援相談センターに女性相談員を配置しました。これにより、生活困窮やひきこもりなど従来の相談内容に加えて、女性相談、DV相談などの多様な相談にも1つの窓口で対応できるようになりました。

また、自殺対策や再犯防止に係る計画を策定するなど、これまでになかった新たな視点で施策や事業を展開するとともに、関係団体との連携体制の整備を図ることができました。

2「福祉サービスが利用しやすいしくみづくり」では、各福祉分野の相談窓口において、他分野の相談であってもまずは受け止め、関係機関と連携して取り組む体制が機能しており、本市における重層的な支援体制は一定整っているものと考えられます。しかし、これはそれぞれの相談機関の努力によって構築されているものであり、相談機関へ大きな負担がかかっているため、これを市全体の制度として基盤強化を図る必要があります。

3「地域の福祉環境の基盤づくり」では、コロナ禍でありながらも、各地域では工夫しながら自治会長と民生児童委員とが連携した取組みが展開されました。また、地域包括支援センターが中心となって展開される「地域ケア会議」は、各中学校区単位で開催されており、個別の課題が地域の課題として認識され、共有されています。しかし、地域によってその課題にばらつきがあることは当然で、活動にも温度差があります。先進的な取組みを各地域へ発信し、活動を拓げる取組みも必要です。

4「市民参加の促進」では、コロナ禍にあつて、福祉の分野に関わらず、地域での活動やイベント等を自粛する動きが見られ、従来から懸念されてきた地域のつながりの希薄化が加速している現状が見受けられます。地域の自治会長や民生児童委員、ボランティアなどの担い手を増やしていくことが、これまで以上に求められています。

5「包括的な支援体制の整備」では、各相談支援機関との「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備にかかるネットワーク会議」や、庁内関係課との「連絡会議」を定期的に開催し、各専門分野の情報共有や連携促進を図っているところです。会議では、8050問題や、ヤングケアラー、ダブルケア、自殺企図者、ひきこもりなど、重層的な課題や制度の狭間にある課題が実際に多く発生している実情が報告されています。

これら課題に対応するため、社会福祉法改正により制度化された、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた研究・協議を進めています。

3. 計画の役割と位置付け

① 計画の役割

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と社会福祉協議会や社会福祉関係者、地域住民等がお互いに協働し、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。また、改正社会福祉法第4条第1項では「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。

あらゆる住民が役割を持って支えあいながら自分らしく活躍できる地域であれば、例えば認知症を抱えた人であっても地域住民に支えられることで、その課題は軽減されることもあります。しかし、地域コミュニティの希薄化が進行している地域では、地域からの孤立が進行し、課題はさらに増幅されることもあります。

この計画では、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする人も含め、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる社会である「地域共生社会」の実現を目指します。

そのためには、自ら備える「自助」、社会保障制度や社会保険制度による「共助」、隣近所や近隣地域でお互いに支え、助け合う「互助」、公的なサービスによる「公助」の4つの視点が必要であり、それぞれの立場の人がそれぞれの役割を果たすことではじめて有効に機能します。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭など、何らかの支援が必要な人に対しては公的なサービスによって支援することが基本であることは言うまでもありませんが、その方々が実際に生活されている地域において見守り支えあい、助け合う中で、困りごとや課題を発見する「互助」のしくみが重要です。

今、健康で不自由なく暮らしている人でも、いつ支援や助けが必要になるか分かりません。地域福祉の対象は、現に支援を必要としている人だけではなく、地域に住む全ての市民であり、その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者、企業、ボランティア等、様々な人・組織の役割分担と連携が重要となります。

「第5期 地域福祉計画」は、このしくみづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を目指すものです。

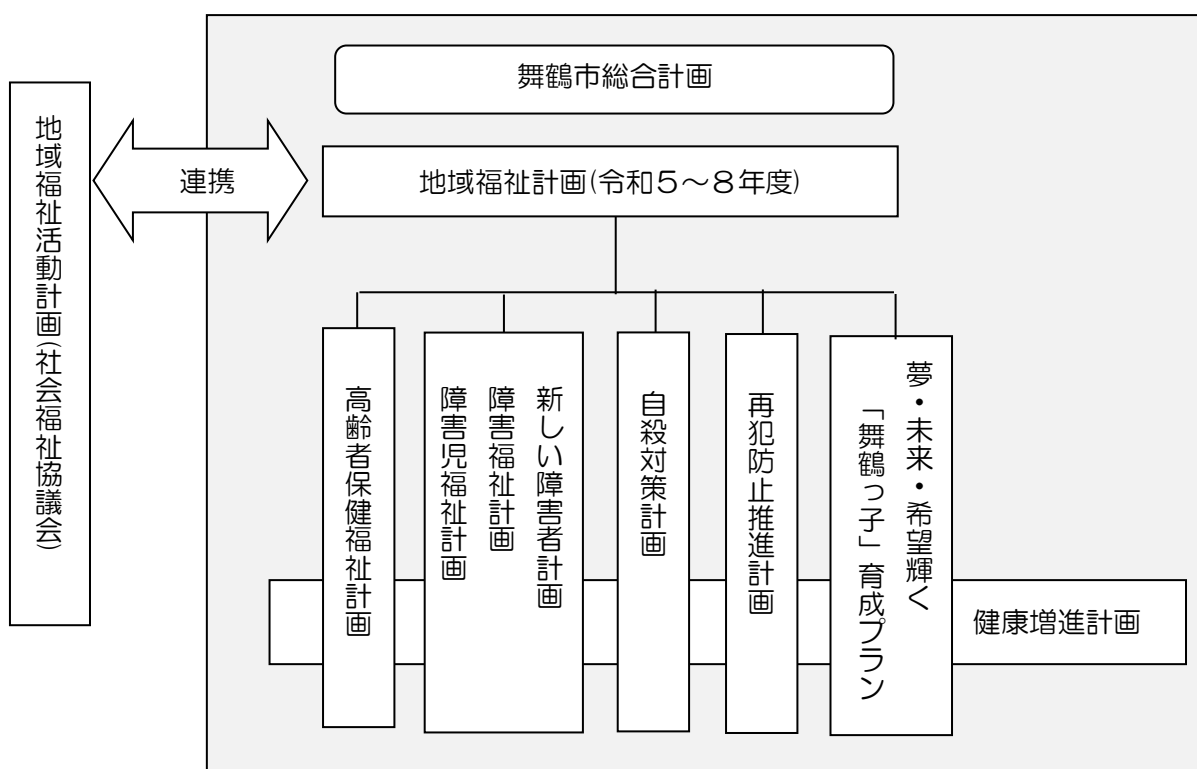
②計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

また、本計画は、「舞鶴市総合計画」を上位とし、各分野別計画である高齢者保健福祉計画、新しい障害者計画・障害福祉計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画、夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プランの地域における展開を総括する上位計画と位置付け、また健康増進計画との整合を図っています。

従って、本計画は地域に視点を置き、保健・福祉分野全体にまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、「舞鶴市総合計画」と各分野別計画との中間に位置付けられるものです。

このほか、市民の地域福祉活動の推進役となる舞鶴市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携して地域福祉を推進するものです。



4. 計画期間

本計画は、新たな舞鶴市総合計画との整合性を考慮し、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

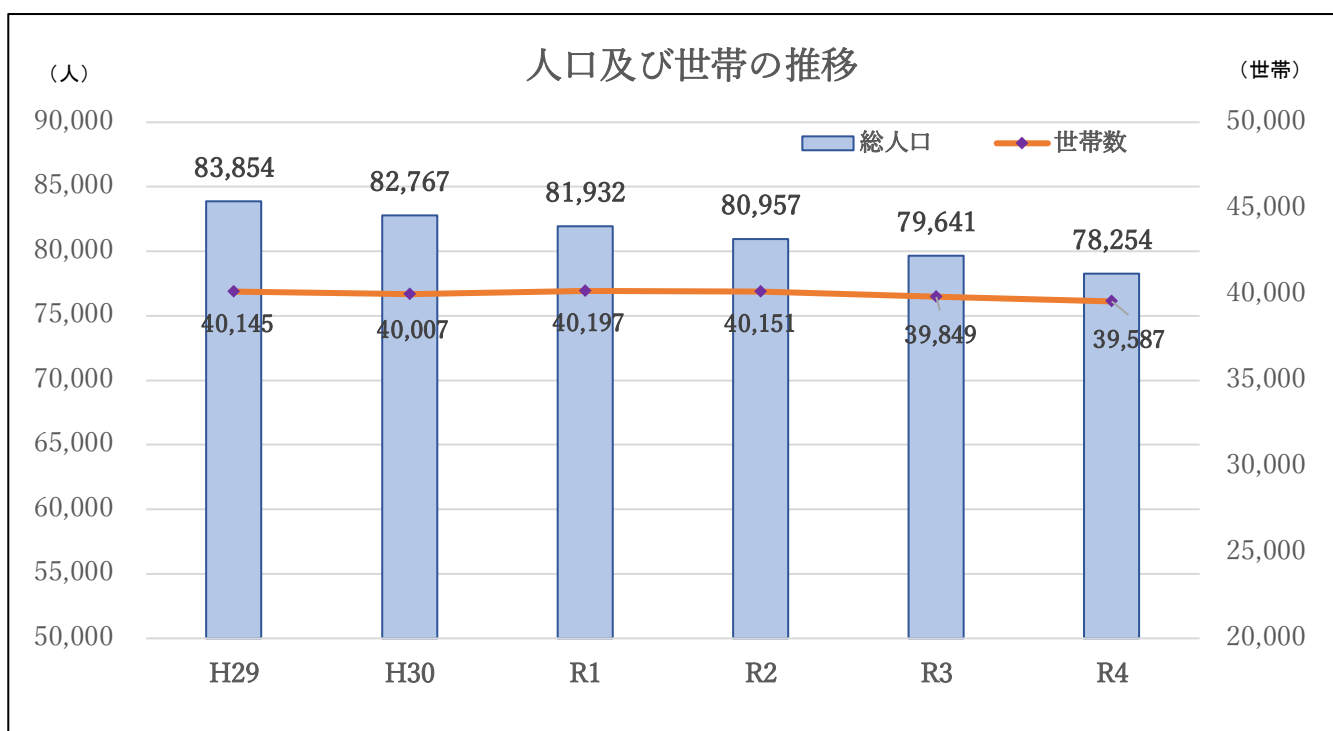
第 2 章 舞鶴市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計資料から

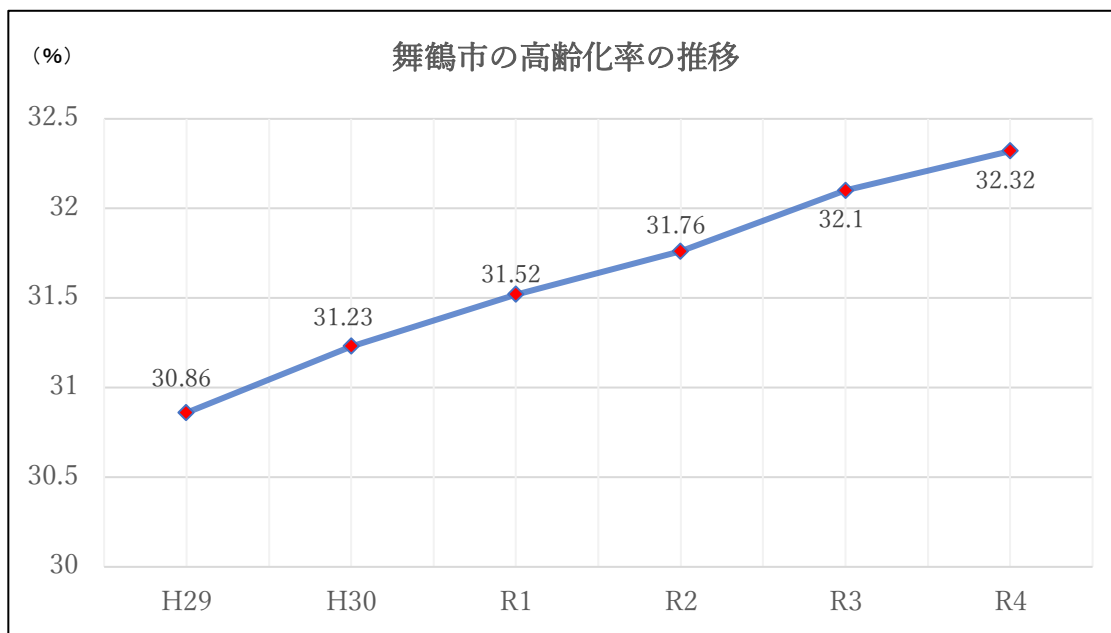
舞鶴市の近年の人口推移は 5 年間で約 4,700 人減少しており、令和 4 年 10 月 1 日時点で 78,254 人となっています。一方、世帯数はここ 5 年間、ほぼ横ばいで推移しています。ここから、総人口は減少し、核家族や一人暮らしなど少人数世帯が増加していることが分かります。

高齢化率を見ると、令和 4 年 10 月 1 日時点で 32.3% となっており、約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況になっています。この数値は日本全体の数値(28.9% 令和 4 年高齢者白書より)を大きく上回っています。出生率を見ると、令和 2 年 10 月 1 日時点で 7.1% と全国平均 6.7% を上回ってはいるものの、出生率は年々減少傾向にあります。

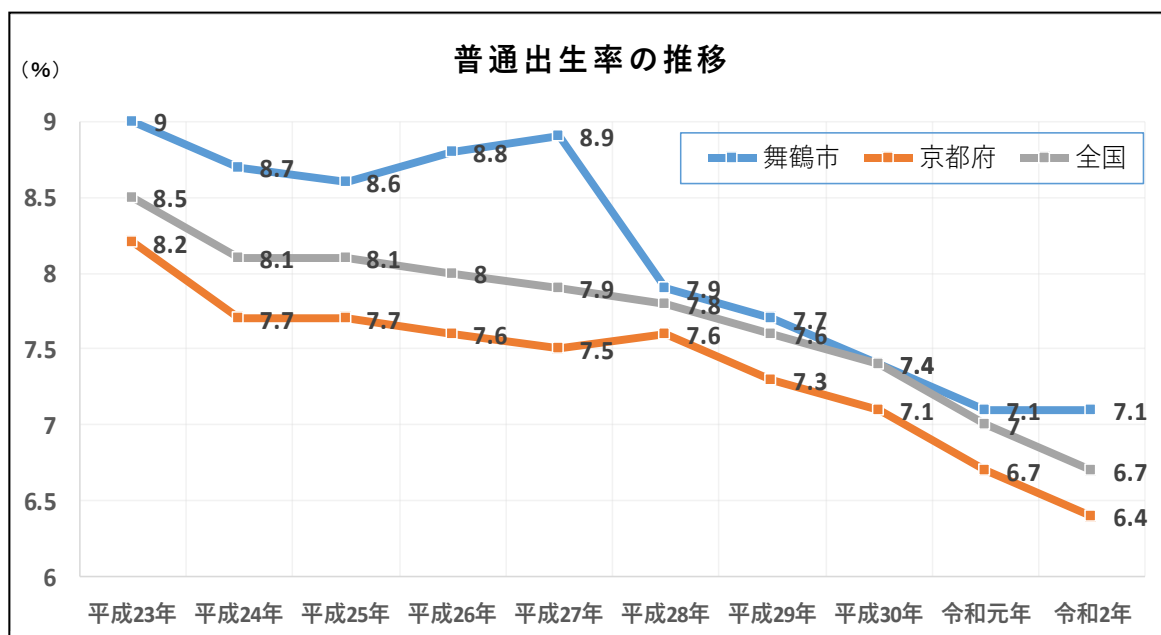
また、将来人口の推移について見ると、今後ますます人口減少が進む予測で、より一層少子高齢化率が進行するものと推測されます。



※住民基本台帳データより(数値はそれぞれ 10 月 1 日の値)

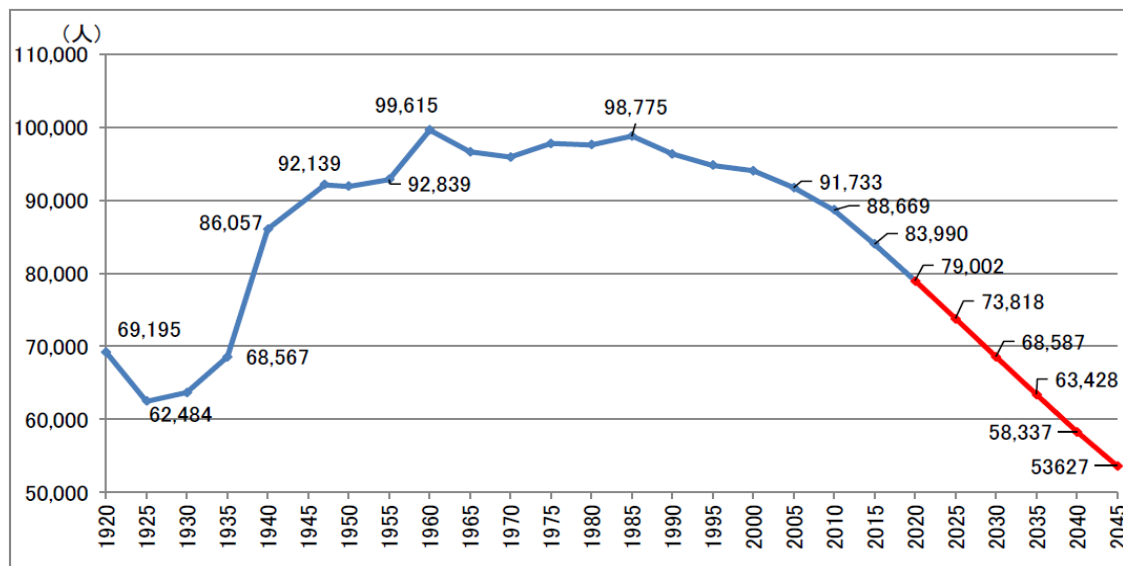


※住民基本台帳データより(数値はそれぞれ10月1日の値)

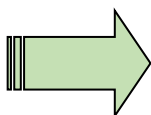


舞鶴市統計書より

舞鶴市総人口の推移



舞鶴市人口ビジョン（令和2年3月）より



- ◎急速な人口減少、少子高齢化の進行
- ◎一人暮らしなどの少人数世帯の増加

2. アンケート調査から

地域の課題や地域の取組みなどを把握するため、市内の全自治会長と民生児童委員・主任児童委員にアンケート調査を実施しました。

実施期間 令和4年7月29日～9月16日

調査対象 自治会(区町会)長、民生児童委員

回答数

	対象者数	回答数	回答率
自治会(区長会)長	366名	272名	74.3%
民生児童委員	276名	214名	77.5%
合計	642名	486名	75.7%

4年前に実施した前回アンケート(回答率68.1%)を大きく上回る75.7%もの回答をいただきました。地域の皆さんの地域福祉に対する関心の大きさがうかがえます。

① 前回調査との比較

第4期計画を策定した際のアンケート結果と課題認識に変化があったかに着目します。

多く認識された地域の課題

第4期計画(平成30年策定)			(%)		第5期計画(令和5年策定)			(%)	
1位	災害への不安	68.1			1位	民生児童委員のなり手不足	74.1		↑
2位	地域の付き合いの希薄化	57.7			2位	地域の付き合いの希薄化	65.6		↑
3位	介護者の負担増	48.9			3位	自治会役員のなり手不足	61.1		↑
4位	認知症高齢者の増加	48.0			4位	災害への不安	58.4		↓

※数値は総回答者のうち当該課題を地域の課題とした回答者の割合%(複数回答可)

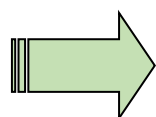
全体の3/4の方が「民生児童委員のなり手不足」を課題として挙げられました。これだけ多くの方が同様に課題として挙げたのは前回調査を含めても最大です。ちょうど民生児童委員の改選に伴う推薦候補者の選定期間と重なったことでもあります。3位にも挙げた「自治会役員のなり手不足」も同様に、4年前にはここまで多く挙げなかった課題が今回課題であるとされました。

また、「地域の付き合いの希薄化」は前回同様2番目ではありますが、これを課題として認識された方の割合は57.7%から65.6%と大きく上昇している点も注目です。

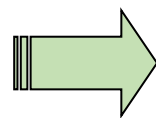
「災害への不安」については前回と比べ 68.1%から 58.4%と 10%近く減少しました。この 4 年間大きな災害が少なかった点や防災に関する工事、地域の防災意識の向上によるものではないでしょうか。

高齢者に関する課題は約 4 割の方が課題として認識されました、前回と比べ減少しています。この傾向は 8 年前の前々回調査からの傾向と同様で、近年の高齢者への見守りや集う場づくりなど、孤立に対する取組みの成果であると考えられます。

また、近年介護と障害、高齢者とひきこもりなど複数の課題を抱える世帯が増加している背景を受け、今回新たに「複数の課題を抱えた家庭の増加」という項目を増やしたところ、約 4 割の地域が課題として認識していることが分かり、重層的な支援体制の整備の必要性を示す結果となりました。



- ◎ 民生児童委員、自治会長のなり手不足が深刻である。
- ◎ 地域コミュニティの希薄化がより深刻となった。
- ◎ 高齢者に関する課題は一定の成果を上げている。



- ◎ 課題の根底には住民の地域への関心の低下、地域コミュニティの希薄化がある
- ◎ 重層的な課題の存在は多くの地域で認識されている。

② 課題に対応する地域独自の取組みについて

地域で多く取り組まれている順に地域活動を列記します。

課題 1 自治会長や隣組長など自治会役員のなり手がいない

- 役割分担による業務の見直しやマニュアル化による負担軽減に関する取組み
- 輪番制や選挙、くじ引きなど決め方の工夫などによる取組み
- 回覧板や現役員による訪問などの取組み

課題 2 高齢者の孤立・集う場所がない

- 地域の公民館や集会所などで、定期的サロンや体操教室、茶話会の開催
- 地域で「〇〇会」を立ち上げ、様々な活動をされている地域がある。
- 老人会を中心とした活動への支援
- 訪問や声かけなどによる見守り活動、仲良し同士が見守り合う意識を高める。

課題 3 災害への不安

- 自主防災組織、防災部、消防団等による自主防災の取り組み
- 防災マップを活用し地域の一人暮らし高齢者を訪問
- 地域にあるビルや商業施設等に災害時の避難先として受け入れを依頼する。
- 災害時の連絡網を整備、情報連携の基盤確保
- 普段から顔の見える関係の構築、声掛け見守り合い

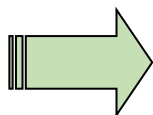
課題 4 民生児童委員の負担増・なり手不足

- 選挙で決める、年齢順の輪番制を予め決めておく。
- 町内会役員が訪問等により直接お願いに回る。
- 地域の民生児童委員をサポートする「応援隊」をつくり、負担軽減を図る。

課題 5 隣近所の付き合いの希薄化

- 敢えて若い人、新しい住民に役員をしてもらう。引き入れていく。
- 様々な町内行事に多くの住民の参加を求める。参加したくなる行事にする
- 日ごろから声掛けをまめに行い、コミュニケーションをとる

様々な取り組みが展開されている一方、課題認識に対し地域での取組実施数は半数以下にとどまっており、課題として認識されているものの、地域ではどうすることもできず、活動には結び付いていない実情が明らかとなりました。



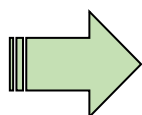
◎地域では多くの活動が展開されているが、対応できない課題も多い。

③地域で活動ができない理由について

約半数の方に回答いただいたのが「課題解決のためのノウハウがない」でした。

解決に向けて活動したいのだが、どうすればいいかわからず活動できないと言えます。地域として何とかしたいという思いが表れた結果となりました。

続いて「活動時間がない」という回答が第2位となりました。地域住民の高齢化などにより、地域の役員の担い手が現役の方へと移行しつつあるほか、60歳定年の時代は終わりを告げ、60代の多くの方が現役でお仕事等をされているのではないかと推測されます。



- ◎地域では課題として認識しているが、それに対応する活動方法が分からない。
- ◎地域の役員の担い手は仕事を持つ方へとシフトしている。

3. ヒアリング調査から

日常的に相談支援業務にあたっておられる各分野の相談支援機関の方から、日々肌で感じる現状、課題、好事例を中心にお話を伺いました。

時期 令和4年8月～10月

対象 高齢 地域包括支援センター

障害 相談支援事業所

子ども 子育て支援基幹センター、子ども総合相談センター

生活困窮 生活支援相談センター

地域福祉 社会福祉協議会

1. 高齢

- ・地域包括支援センターには、高齢者が抱える多種多様な相談が入る。中でも複合・重層的な課題が増加。これからの超高齢化社会を見据え、相談体制の強化は必須。
- ・地域による違いは大きく、特に山間部における交通弱者の課題が大きい。
- ・集う「場」は重要だが、サロン等の世話人のなり手(後継者)がいない。
- ・独居高齢者の中でも親族が遠方に暮らす高齢者や、身内が全くいない高齢者が増加し、対応に苦慮している。
- ・地域をよく知る民生児童委員との連携は重要。うまくいっている。

2. 障害

- ・支援が必要な障害者の高齢化。障害の支援をしながらも高齢者福祉の支援を必要とする人の増加。支援者側も高齢者福祉についての知識を持つ必要がある。制度上は併用も可能ではあるが、支援者側が両方の制度へ精通しておく必要がある。
- ・高齢の両親と暮らす障害のある子ども。親亡き後の障害のある子の生活をどう支援していくか。
- ・現在の障害者福祉制度では対応できないが、明らかに支援が必要な人の存在。
- ・社会のルールを守ることに課題がある人が地域で生活していくための支援の難しさ。地域の理解を得る方法。

3. 子ども

- ・舞鶴市には土地柄転勤族が多く、小さな子を抱えて孤立している人が多い。さらにコロナ禍による自粛生活も相まってより、人とひととのつながりが減った。
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」で全ての子を持つ親との接点を作り、喜んでもらえている。
- ・近年、親のコミュニケーション能力の低下を感じる。また、精神疾患や軽度の知的障害などがある親が増えた。

- ・子を育てるにあたって支援が必要な人が年間十数名いる。
- ・何とかして社会とつながろうとする人は問題ない。課題を抱える人は社会とつながろうとしない。そういう人を地域で発見したら、相談支援機関に確実につながることができるしくみができたらいいのだが。
- ・「まいココ」という子育て支援アプリの運用を開始。新しい形での「つながり」を創設した。手軽なツール(スマホアプリ)で、相談できる体制を作った。

4. 生活困窮

- ・毎年右肩上がりですべて相談が増加している。コロナ禍にあつてさらに相談が増えた。
- ・生活保護の基準には満たないが、生活困窮している人への支援が特に困難。特効薬となる経済的支援は少なく、就労支援、家計支援に留まる。
- ・コミュニケーション能力の低い人、価値観が固執している人、また精神障害などの特性を持つ人の相談が増え、高度な相談支援能力を要する。
- ・相談に来ない人も多く、アウトリーチの重要性を感じる。地域をよく知る民生児童委員からの情報提供は大変助かっている。
- ・相談者が抱える課題は多岐に渡り、関係機関と連携して支援している。

5. 地域福祉

- ・コロナ禍にあつて、地域行事やイベントなどが軒並み中止となり2年、3年と経過した。しない事が日常となりつつあり、このまま再開しない懸念もある。地域では「やらない方が楽だし、やらなくていいのでは…」という考えも聞かれる。
- ・コロナ禍にあつてこそ新しいつながり(休業や業務縮小中の民間企業がボランティア活動を行う際の支援など)ができた。
- ・新しいコミュニティ(例えば SNS やゲームなど)もつながりとして考えた方がいい。何か困った時に助けを求められる関係があればそれでいいと思う。
- ・ボランティアをしようとする人が減った。集まる場所がないとの声を聞き、新たに定期的にボランティアカフェを開催。
- ・若い世代がボランティアに関わることで、福祉の心を持った大人に育つ。福祉教育は重要。
- ・地域の事をよく知る民生児童委員との連携は重要。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

今日の地域福祉には、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越え、地域住民が助けあいながらともに課題を解決していく「地域共生社会の実現」が求められています。

多様で複合的な課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の連携によって、全ての住民が住み慣れた地域で、役割・生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができるしくみづくりが必要です。

本計画は、人とひと、人と地域がいつまでも「つながり続ける」ことができるように、多様な地域課題の解決に向けて、住民、地域、福祉関係団体、行政等が共に考え、取り組んでいく体制づくりを整備するものとし、基本理念については第4期計画の内容を継承しつつ次のように設定します。

－目標とする地域像－

誰もが住み慣れた地域で生きいきと暮らすことができるまちを目指して
～いつまでもつながり続けるまちづくり～

● 人権の尊重

誰もの命が尊ばれ、人としての誇りや尊厳を保ちながら暮らすことができる地域づくりを進めます。

● 地域住民が主人公

誰もが、役割や生きがいを持ち、自分の意思で、自分らしい生活を送ることができる地域づくりを進めます。

● つながり続ける

誰もが孤立することなく互いに尊重し、困ったときにはみんなで支えあい、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

● 地域力の底上げ

家族、地域、行政をはじめ、市民活動団体などの地域の様々な団体が、それぞれの役割を認識し、共に考え、共に力を合わせ、自らが暮らす地域を自らの手でより良い地域づくりを進められるよう支援します。

2. 施策展開の基本方向

「目標とする地域像」の実現を目指し、地域福祉を推進していくために、地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会、関係機関等と連携して、市が推進すべき施策の基本方向について明らかにします。

● 各分野の新たな連携

多様化・重層化した地域の課題に対応できるよう、異なる分野が連携して事業を行うことにより、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることができるよう、創意工夫ある取組みを推進します。

● 福祉サービスが利用しやすいしくみづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域福祉に関わる人々、行政、社会福祉協議会、各種の専門機関、事業者等が連携して、相談窓口の充実など福祉サービスが利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

● 地域の福祉環境づくり

地域福祉活動を推進するためのネットワークづくりやサービスの充実など、地域における福祉環境づくりに取り組みます。

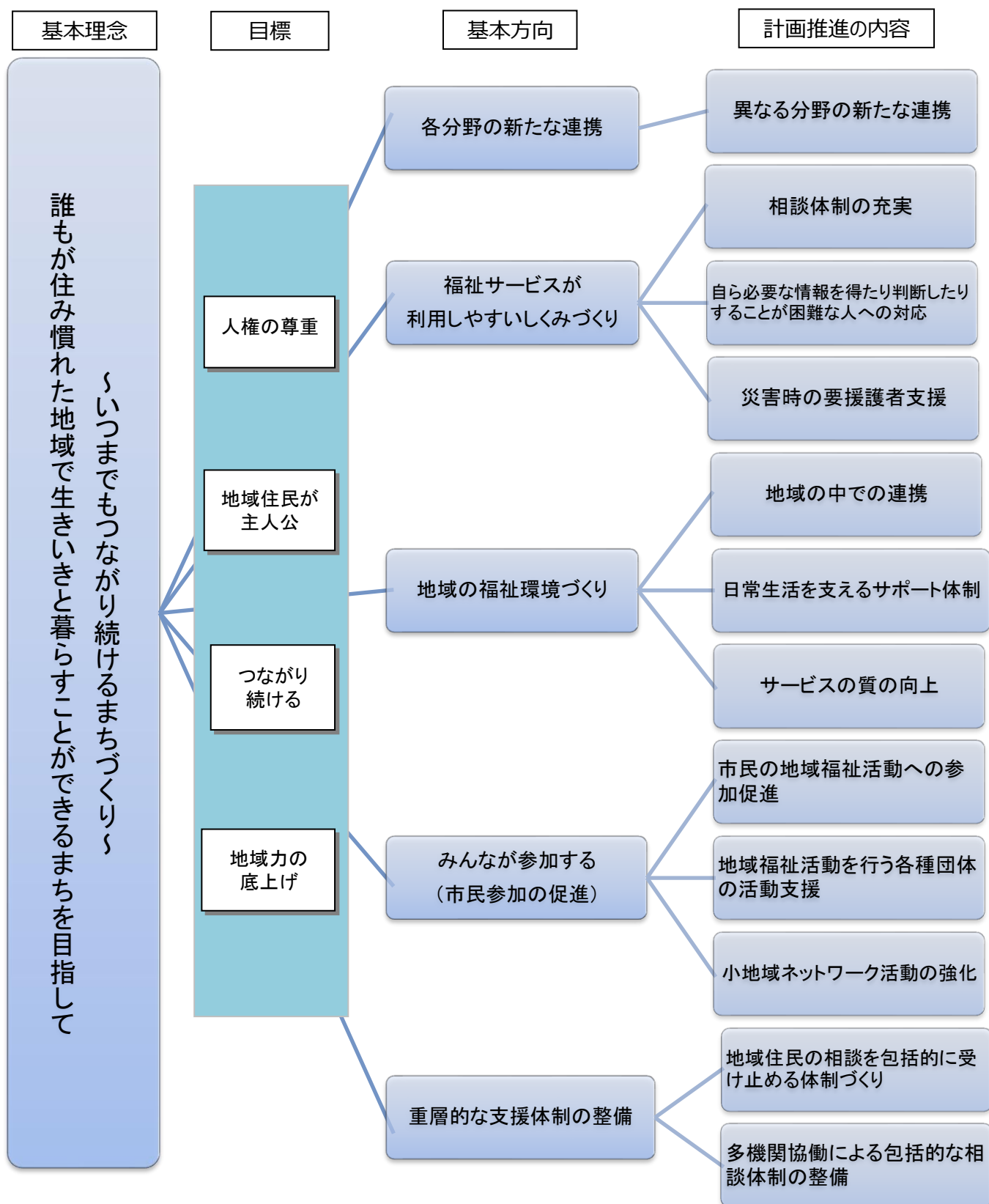
● みんなが参加する（市民参加の促進）

より多くの市民が地域福祉活動に携われるよう、地域福祉についての関心を高めるための啓発活動を充実するとともに、地域福祉に貢献されている民生児童委員、自治会、各種団体(ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等)の活動を促進します。

● 重層的な支援体制の整備

課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って支えあいながら暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、複合・重層的な課題に関する相談を包括的に受け止めることができる体制の整備に取り組みます。

3. 計画の体系



第 2 部

各 論

第4章 各分野の新たな連携

安心して暮らせる地域をつくるために、相談者の属性に応じた支援はもちろんのこと、属性に関わらず誰でも利用できる相談支援体制をつくり、相談内容に応じて適切に支援が提供できるよう、各分野の専門機関が連携して支援できる体制づくりに取り組みます。

1. 異なる分野の新たな連携

①現状と課題

昨今、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくく、制度の狭間で悩みを抱えるケースや、いわゆる 80 代の親が 50 代の子の世話をする「8050」、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」など、1つの分野だけでは対応できない複合・重層化した課題を抱える家庭の増加が全国的な問題となっています。

舞鶴市においても、アンケート調査の結果「複数の課題を抱える家庭の増加」について、全体の約 4 割の方々が「増加した」と回答されました。

このような現状に対応するためには、支援を必要とする人だけではなく、その人の属する世帯全体に着目し、世帯単位で支援の在り方を検討することが必要です。世帯全体で何を必要としているのか、今まで個々で対応してきた各分野の専門機関が連携し、課題解決に向けてチーム体制で支援を進めることが重要です。

②施策の展開

福祉による支援にとどまらず、保健、医療、教育、雇用など、異なる分野が連携を深め一体となって支援することにより、複合的な問題に対し一層効果的で効率的な支援を進めることができます。以下のような既存の事業や相談支援機関をはじめ、地域の課題、複合的な問題に合わせた新たな連携を促進します。

○社会福祉協議会による支援

社会福祉法においては、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の団体とされ、地域福祉を推進する団体の中核として、地域で活躍する各種団体、関係者と連携し、民生児童委員などの地域住民と協力しながら活動しています。

地域福祉に関わる数多くの団体と協働し、民間団体ならではの「自主性」をもって、地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉を推進する取組みを支援します。

○生活支援相談センターによる支援

経済的困窮だけではなく就労の問題や社会的孤立状態にある者、または「表面化していない課題」や「制度の狭間の課題」も含めて、複合化した様々な課題の相談に対し包括的に応じ、生活保護に至る前の早い段階から支援を行うことで就労を実現するなど、早期に社会的・経済的自立が可能となるよう包括的な支援に取り組みます。

また、自殺により尊い命を落とす人が一人でも少なくなるよう、ゲートキーパーの養成や住民への周知・啓発など、自殺対策を総合的・計画的に取り組みます。

○配偶者暴力相談支援センターによる支援

配偶者による暴力(DV)等により被害に遭われた、または遭われる恐れのある人の安全確保並びに被害者等が抱える個別の状況やニーズに即して、早期の相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続した支援を図ります。

また、DV は直接の被害者等のみならず、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、総合的・包括的な支援を進めるため、子ども総合相談センター等関係機関と連携して支援を行います。

○地域包括支援センターによる支援

市内 7 か所ある地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が心身ともに健康で安心して生活が送れるよう、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。地域住民や民生児童委員、関係者等と連携して支援を行います。

○子ども総合相談センターによる支援

保健センターや子育て支援基幹センターと連携し、妊娠期から出産・子育て期、さらには 18 歳までの子どもに関する様々な悩みや相談に対応するほか、子育て支援サービスに関する情報提供を行います。

○乳幼児教育センターによる支援

市内の関係機関と連携を図りながら、保育所・認定こども園・幼稚園等を訪問し、各施設が子どもたち一人ひとりの発達に応じた適切な支援を行うことができるよう、

園に対する助言や支援を行うとともに、子どもの発達に不安を抱える保護者に対するサポートを行います。

○障害者相談支援センターによる支援

市内5か所にある障害者相談支援センターは、障害のある人や家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、医療機関や保健所等専門機関と連携し、権利擁護のために必要な援助等を行います。

○農福連携推進事業

農業分野と福祉分野の連携を深め、障害者や生活困窮者、ひきこもり等の就労促進（社会参加、経済的自立）と、農業の担い手確保との一体的な課題解決を図ることで、地域の活性化に寄与しながら地域資源を活用した効果的な支援に取り組みます。

○成年後見支援センターによる支援

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安が生じても住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、制度に関する相談・支援、制度の普及・啓発、後見人等を受任されている人への支援等を行い、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援を進めます。

○犯罪等をした人への支援、犯罪被害者への支援

犯罪等をした人が再犯することなく、地域で生活していくことができるよう、保護司等と連携し更生保護活動を推進します。再犯防止対策の実施には、犯罪被害者に十分配慮した上で、犯罪等をした人自身の社会復帰のための更生意欲を大切にしながら進めます。また、住民に対する広報啓発活動を行い、理解を深める取組みを行います。

また、犯罪の被害を受けた方やその家族、ご遺族の方が、再び平穏な生活を送ることができるよう、被害の回復及び軽減を図るための支援を行います。

目標 引き続き、異なる分野同士の支援・連携を進めます。

第5章 福祉サービスが利用しやすいしくみづくり

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉に関わる人々、行政、社会福祉協議会、各種の専門機関、事業者等が連携して、相談窓口の充実など、誰もが福祉サービスを利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

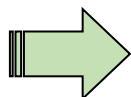
1. 相談体制の充実

①現状と課題

本市では、分野ごとの専門窓口として、高齢者の相談に関しては「地域包括支援センター」、障害者の相談に関しては「障害者生活支援センター」、出産・育児の相談に関しては「子育て支援基幹センター、子ども総合相談センター」、生活上の複合的な相談・自殺防止に関しては「生活支援相談センター」、成年後見制度利用に関しては「成年後見支援センター」があり、分野ごとの相談窓口については充実してきたところです。

しかしながら、アンケート結果では「福祉サービスの認知」を課題として挙げられた地域は全体の約3割にのぼり、従来からの市広報紙やホームページ、自治会の回覧や掲示板等を使った情報提供の方法だけでは、情報が十分行き届いているとはいえない状況であることが分かりました。

地域の身近な相談窓口として、民生児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会などが活動していますが、地域とのつながりの希薄化や個人情報、プライバシーの問題等により、相談者側からのSOSの発信がないと支援の手を差し伸べられないこともあり、課題を抱えた方へのアプローチの仕方や情報の伝え方などについて、多様な手段を検討することが必要です。また、複合的な問題を抱える家庭が増加する中で、相談者が分野ごとの相談窓口に行くのではなく、異なる分野の相談内容であっても、ワンストップで受け止め、相談者の悩みを取りこぼすことのない相談支援体制が求められています。



◎相談窓口は充実してきたが、情報が行き届いていない。

◎異なる分野の相談にも、ワンストップで受け止める支援体制が必要。

②施策の展開

○相談窓口の周知

相談できる窓口の情報について、多様な手段(SNS、ホームページ、メールなどの電子媒体を含む)を活用し、誰でも分かりやすい内容で、積極的に情報発信を行います。特に、支援が必要な人へは直接情報を届けるなど、情報発信手段を工夫します。

○利用者が利用しやすいしくみづくり

利用者がどの相談窓口に行っても、どんな内容の相談でもその場で受け止める「断らない相談窓口」を整備し、利用者がワンストップで相談できる支援体制づくりに取り組みます。また、アプリを活用した相談受付など、利用者が気軽に相談しやすいしくみづくりに取り組みます。

○適切な窓口対応

どの相談窓口でも適切な対応ができるよう、福祉の相談窓口職員や民生児童委員の研修を充実しスキルアップに努めます。また、各関係機関同士の相互理解や情報共有に努めます。

目標 複合的な問題に対する課題解決に向け、分野を超えた相談支援体制の構築に取り組みます。

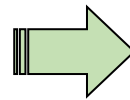
2. 自ら必要な情報を得たり判断したりすることが困難な人への対応

①現状と課題

認知症や障害が原因で、自ら必要な情報を得たり判断したりすることが困難なため、必要なサービスが受けられていない人や、ひきこもりなどで自らサービスを受けようとならない人など、地域には様々な人が暮らしています。特に、近年認知症の高齢者が増加しており、今回のアンケートにおいても4割を超える地域で認知症高齢者の増加が課題として認識されていることが分かりました。

しかし、一人暮らし世帯の増加や地域のつながりの希薄化などにより、このような支援が必要な人を早期に発見することが大変困難な状況になっているのも事実です。

さらに、支援が必要な方の権利を守るために、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度がありますが、その利用ニーズは今後も増えていくことが予想され、支援機能や体制・基盤の強化、制度の利用促進など、今まで以上の取り組みが必要となります。



◎認知症高齢者等の増加
◎権利擁護窓口の強化

②施策の展開

○関係機関と地域の連携

支援が必要な人の早期発見・早期対応を目指し、関係機関、民生児童委員、自治会、地域住民などと連携し情報共有を図ります。

○アウトリーチ支援の推進

支援が必要であるのも関わらず、支援が届いていない人に対しては、市や相談支援機関が積極的に働きかけ、支援に関わる情報や支援を届けます。

具体的には、市職員や専門職が直接訪問するほか、福祉に関する情報を提供するなどして、当事者が適切な支援制度を選択することができるよう、アウトリーチ支援を推進します。

○権利擁護の推進、成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、相談支援体制の強化や制度の周知に取り組みます。

○地域連携ネットワークの整備

成年後見利用促進法では、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、市町村において地域連携ネットワークおよび中核機関を整備することが求められています。

本市では、支援が必要な人がスムーズに成年後見制度を利用できるように、舞鶴市と社会福祉協議会の協働型で「中核機関」を令和2年4月1日に設置。今後、地域連携ネットワークの整備を進めていきます。

【制度紹介】

■福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、認知症やもの忘れのある高齢者、知的障害や精神障害の、福祉サービス利用や意思決定の支援、自己決定を支援することを目的につくられた事業です。京都府社会福祉協議会から委託を受けて、舞鶴市社会福祉協議会が実施しています。社会福祉協議会との契約を結ぶ必要があるため、利用者が契約内容等について理解できることが必要です。

定期的に担当生活支援員が自宅等を訪問し、次のようなお手伝いをします。

- ◇ 福祉サービスの利用援助(情報提供や助言、利用手続きの支援)
- ◇ 日常的な金銭管理(年金の受け取り、生活費の払い戻し、福祉サービス利用料等の支払い)
- ◇ 通帳や証書類、印鑑などの預かり

■成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な成年者の生活や権利を守るため、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度(後見・保佐・補助)と任意後見制度の2つがあります。

・法定後見制度

判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、自己決定を尊重しながら、本人を保護・支援します。

・任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

目標 成年後見地域連携ネットワークの構築を目指します。

3. 災害時の要援護者支援

①現状と課題

近年、大規模な自然災害が頻発する中、「舞鶴市地域防災計画」においても、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自力で気象・避難情報を収集し、危険を予知したり、避難したりすることが困難な高齢者や障害者、妊婦、外国人、医療的ケアの必要な方等の要配慮者に対して、必要な避難支援が円滑に提供されるよう、あらかじめ必要な措置を講ずることとしています。

アンケート結果を見ても、「災害への備え」が課題であるとしている地域が全体の約6割近くとなっており、災害対応への地域の関心は非常に高いと言えます。

市では、民生児童委員、自治会長の協力を得て、誰がどのようにして避難するのか予め定めておく「個別避難計画」の策定を進めています。個別避難計画とは、支援が必要な人を常日頃から地域で見守り、地域での支援体制づくりに役立てていただくものです。策定された計画の内容は、事前に民生児童委員や自治会、消防団、警察などと情報共有し、地域で災害が発生した際、地域においてスムーズに要配慮者の避難を支援できるよう、計画の有効な活用を進めています。

しかし、要配慮者の中でも特に支援が必要な要介護状態や重度障害者などの「避難行動要支援者」のうち、個別避難計画を策定した人の割合は67.5%(令和4年10月1日現在)に留まっている点や、避難支援者が決まっていない方が存在する点などが課題となっています。

また、災害が発生し要配慮者が被災した際にも、特に支援が必要な人々に対しては、避難生活の維持に加えて、生活復旧に向けた支援の方法を検討しておくことも必要となります。

②施策の展開

○個別避難計画の周知、普及促進

個別避難計画未策定の人が多く、制度自体を知らない事実があることから、当事者へ直接周知するのはもちろん、ケアマネジャーなど生活支援サービス提供者や医療関係者など、当事者との関わりがある人へも制度を周知し、一人でも多くの方が本計画を策定されるよう計画の充実を図ります。

○真に支援が必要な人への支援体制の整備

地域には、障害などにより自身では「災害」がわからない人や、自力で動くことが困難な人、ひとり暮らしで支援する人が近くにいない人も暮らしています。

万が一災害が発生した際に全ての人が安全に安心して避難できるよう、真に支援が必要な人(要介護状態や重度障害の方々)の避難支援方法について、地域における関係者間で円滑に協議が図られるよう積極的に働きかけます。

また、避難先においても、安心して避難生活が送れるよう、誰もが過ごしやすい避難所の整備運営に努めます。

目標 真に支援が必要な人に対して、より有効な避難支援を確保します。

第6章 地域の福祉環境づくり

市民アンケートからは、地域の課題は把握しているものの、その解決に向けた取組みのノウハウがなく取り組めない、また取り組むための担い手が不足している地域の実態が明らかになりました。

地域のことは地域に暮らす方だけで取り組むものではなく、多様な主体が関係機関と連携協力し合って取り組むべきものです。地域の福祉活動をさらに拡充させるため、関係者とのネットワークづくりにより地域住民が関係機関・団体と広くつながり、地域のことを地域だけでなく、より多くの関係者との連携を基盤にして、皆で支えあいながら取り組むことができる環境づくりが必要です。

また、地域課題解決に向けた受け皿となる福祉サービスの充実や体制の整備も不可欠です。

1. 地域の中での連携

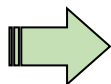
①現状と課題

地域課題の早期発見から困りごとを相談し、解決に向けた取組みを進めるという一連の流れの中で、地域住民や民生児童委員、地域包括支援センターを始めとした地域に関わる様々な主体とのネットワークの構築が重要となります。地域福祉を推進するうえで、その根底には地域住民同士のつながりや顔の見える関係が基本となりますが、アンケート調査からは、地域への関心の低さや隣近所の関係の希薄化、地域の少子高齢化と人口減少により自治会長や隣組長などの地域の役員や民生児童委員のなり手がいないなど、地域住民同士のつながりの希薄化がさらに進んでいることが明らかになりました。また、自治会などでは女性の役員や委員が少なく、潜在的な女性の力を、地域で活かしきれていない現状があります。さらに、課題解決に向けた取組みへの課題として、そのためのノウハウがないという意見が多く、地域からは課題解決に向けた関係機関との連携による支援や助言を求められています。

一方、市街地から離れた農山漁村部では、地域のつながりは強く、一人暮らしであっても高齢であっても地域で声を掛け合い生きいきと生活されているような例もあります。地域の特性に応じ、関係機関等が連携して地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

また、地域福祉を担う民生児童委員については、本来活動以外の業務等の増大により負担が大きく、なり手不足が顕著となっており、本市においても平成28年度より欠員が発生し、改選を経るごとに欠員地区数が増加している状況です。（令和4年12月現在で12地区

が欠員)。民生児童委員の活動環境の整備や役割の明確化による負担軽減が必要となっています。また民生児童委員が地域で孤立しないよう、民生児童委員の活動についても地域で協力し支えることが必要です。



◎地域の課題解決には、地域の潜在的な力をフルに活かしながら、一方で地域住民だけでなく関係機関団体との連携が必須である。

◎関係団体が連携して地域福祉を推進している取組みの例

☆南福祉協議会

昭和 44 年南舞鶴各種団体連絡協議会の名で結成、平成 20 年南福祉協議会と改名。

21 団体で構成(自治連合会、民生児童委員協議会、女性の会、消防団、保育園幼稚園、小中学校、福祉関係者、各団体等)。

地域にある福祉団体がバラバラにではなく連携して地域福祉活動を行っている。

☆城南地区 自治連合会と民生児童委員協議会との懇談会

平成 27 年度より、民生児童委員、自治会長、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政など地域に関わる人々が参集し、それぞれの活動や地域の課題を共有する場として小学校区ごとに年に 1 回開催。

☆明倫地区 地域福祉懇談会

平成 18 年より、地域の自治会長、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、小中学校、警察等が集まり、地域の課題を共有する場として年に 1 回開催。

☆中舞鶴地域 合同会議

平成 25 年からスタート。4 月と 10 月の年 2 回地域の自治会長と民生児童委員が一堂に会し、地域の課題を共有。解決に向けた話し合いを行う。民生児童委員の任期は 3 年、自治会長の任期は 1 年と、任期の違いによる課題も、この会議で顔を合わせることで克服している。

☆城北地域 海さんぽみちを考える会

令和 3 年より、城北地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが中心となり、地域の中学生や自治会、民生児童委員が個人として参加。遊歩道の花壇整備を通して、地域住民の参加のきっかけを提供し、役割づくりや居場所づくり、サロン同士の横のつながりや世代間交流の機会のある場として機能し、そこからさらに発展し、様々なイベントなども行っている。

②施策の展開

○既存の連携組織の維持継続、新規の取組み支援

前述の「関係団体が連携して地域福祉を推進している取組みの例」でもあるとおり、地域の課題を共有し、課題解決に向けて話し合う取組みは各地域で広がりを見せています。既存の活動を参考に、これらの活動を他の地域へも広げるとともに、各団体の役割や位置付けを発信し、地域全体で顔の見える関係の構築を目指します。

目標 各地域で住民が主体的に地域の課題解決に取り組む活動を支援すると共に、こうした取組みを他の地域へさらに広げます。

○地域福祉活動における圏域ごとのネットワークづくりの推進

地域福祉活動は圏域ごとに、役割を明確にすることで連携が取りやすく活動がスムーズとなります。以下の圏域で関係者がそれぞれ役割を認識し、連携しながら活動できるよう支援します。

圏域	関係者	主な役割
小学校区単位 (第三層)	地域住民、自治会、民生児童委員、主任児童委員、ボランティア団体、地域支えあいサポーター等	見守り合い、声掛け合い、身近な相談役、住民交流の促進や地域課題の発見等
中学校区単位 (第二層)	地域包括支援センター、地域生活支援センター、公民館、学校、市民交流センター等	専門職としての課題への対応、地域福祉活動への協力コーディネート、小学校区の取組みの補完等
市全域単位 (第一層)	福祉事務所、保健センター、子ども総合相談センター、子育て支援基幹センター、生活支援相談センター、社会福祉協議会、成年後見支援センター、消費生活センター等	広域な位置づけでの調整、情報発信、活用等

○民生児童委員の活動環境の整備

地域の身近な福祉の相談役であり、地域と関係機関とのつなぎ役である民生児童委員については、アンケート調査において職務の負担増や慢性的な手不足が課題として多く挙げられました。また民生児童委員としての本来の役割を超えた依頼に忙殺されているといった声も聞かれました。

民生児童委員が主体的に地域で活動できるよう、会議や研修会などは必要最小限にとどめるとともに、関係機関等からの依頼に対しては、市や府の担当課において、本来の職務と照らして内容を精査し、民生児童委員と協議のうえ対応を決定する他、ＩＣＴ技術を活用するなど、負担軽減を通じた活動環境の整備を行います。

また、民生児童委員を対象とした研修会などにおいて、活発に活動する委員の事例発表を取り入れるなど、委員全体の意識高揚と必要な知識の向上に努め、委員一人ひとりの積極的な地域福祉活動の推進を後押しします。

さらに、各地域の民生児童委員一人に地域の負担が集中しないよう、地域に向けた民生児童委員活動のＰＲや広報活動を実施して民生児童委員の役割の重要性を地域住民へ周知し、隣近所など身近な地域での見守り合いの意識を醸成し、地域住民一人ひとりが主体的に福祉的な意識を持ち、民生児童委員と地域住民が互いに協力し、支え合って地域福祉活動ができるよう啓発に取り組みます。

目標 民生児童委員の欠員地区を解消します。

２．日常生活を支えるサポート体制

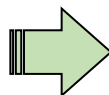
①現状と課題

本市の世帯構成は核家族や一人暮らしなどの少人数の世帯が急速に増加しており、特に生活課題を抱えた単身世帯への支援をどのように行うかが大きな課題となっています。

さらに、課題は複合・重層化しており、例えば、高齢者の課題であっても、年齢とともに生じる課題、生活困窮に係る課題、溜め込みによるごみ屋敷問題(セルフネグレクト)など複数の課題が複雑に絡み合うケースが見られます。さらに地域によっても課題は異なり、利用者の減少により公共交通機関が撤退し、公共交通の空白地帯が生まれる交通弱者の問題など、地域だけでは解決が難しい課題については、関係機関が地域と連携し、それぞれの地域の実態に合った生活支援の方策を検討していく必要があります。

地域による認識の違い【アンケートから】

- ・認知症の単身高齢者であっても、地域住民に支えられ生きいきと暮らしている方がいる(加佐地域)
- ・交流の場をつくり誘っても、参加を拒否される(東地区)



- ◎課題は複合・重層化している。
- ◎地域の実情にあった支援が必要

②施策の展開

○課題の把握と役割分担

地域全体がお互いに見守り合える気運を醸成するとともに、何か異変があった際の相談サポート体制を構築します。見守りは「気づき」と「つなぎ」からなります。地域住民の「気づき」を適切な機関へ「つなぐ」分かりやすい体制を築くことで地域の課題の早期発見、早期解決につながります。

地域の身近な相談役であり、地域と関係機関のつなぎ役でもある民生児童委員はもとより、地域住民それぞれが見守りあい、声を掛けあうなど、地域住民一人ひとりが地域の現状や課題を「我が事」として捉えて地域で支え合う意識を醸成し、地域の課題の把握から解決に向けた取組みを支援します。

また、地域の課題解決のため、近年急速に発展するICT技術の活用を進めます。

○民間の団体との連携による見守り体制

見守る人が多いほど、きめ細かな見守りが可能となります。地域住民だけでなく地域に関わる人皆さんが地域を見守ることで、課題の早期発見につながります。地域住民に関わる民間企業による地域の見守り活動を推進します。

例えば・・・郵便局、生協、農協、配食サービス、配達運送業者、コンビニエンスストア、スーパー、商店、新聞販売店、ガス会社、生命保険会社 など

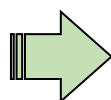
3. サービスの質の向上

①現状と課題

地域に顕在化する生活課題には、複雑・多様で、中には複数の課題が重層的に絡み合うケースもあり、一つの機関では解決が困難なものもあることから、福祉サービス提供事業者や

専門機関の連携をより強化・緊密化するとともに、それぞれの専門性をより高めていくことが求められます。

また国において、社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」が義務付けられるなど、福祉サービス提供事業者による積極的な地域貢献活動が期待されています。



◎福祉の専門職の連携とスキルアップ
◎社会福祉法人の地域貢献活動の活性化

②施策の展開

○専門性の向上

市内の福祉サービス、特に相談支援体制の向上を目指し、福祉・保健関係者の育成や研修等を行い、スキルアップできるよう支援します。

○社会福祉法人による社会貢献活動の促進

社会福祉法人への指導監査を通して、社会福祉法人会計の透明性と適切な法人運営を確保するとともに、地域に開かれた社会福祉法人として社会貢献活動への取組みがスムーズに展開されるよう支援します。

第7章 みんなが参加する(市民参加の促進)

地域共生社会の理念は、住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、ときには、これまで支えられる側にいた人も支える側に回るなど、全ての住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる社会を目指していくというものです。

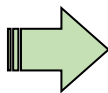
その実現のため、地域住民の福祉への関心を高めるための啓発活動を効果的に実施し、地域住民がともに支え合う意識を持ち、主体的に地域福祉活動に参加するよう促します。

さらには、地域福祉活動を行う主体の多様化が進んでいることから、民生児童委員や自治会など、既存の主体についてはその継続を支援するとともに、多様な主体が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

1. 市民の地域福祉活動への参加促進

①現状と課題

少子高齢化や過疎化が進んでいるなかで、少人数世帯や高齢世帯の増加が見られるようになり、かつてのような地縁・血縁に基づく地域コミュニティの維持が難しくなってきました。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、対面での地域の交流の場や見守りの機会が減少しており、地域におけるつながりがますます希薄になっている現状も見受けられます。しかしながら、日頃の見守り活動や災害発生時の手助けなど、同じ地域に暮らしているからこそ助け合える場面は数多くあり、市民一人ひとりに、こういった身近な地域での「つながり」の大切さを理解してもらうことが必要です。また、地域福祉活動の担い手不足や高齢化、固定化が課題となっています。



◎住民の地域に対する「無関心化」

②施策の展開

○ともに支え合う意識の啓発と醸成

地域で互いに支え合う意識を醸成するため、地域福祉の推進に関する施策について、市広報紙やホームページ、市公式 SNS 等を通じて広報し、身近な地域でのつながりの大切さを根付かせていきます。さらには、地域や学校、家庭における福祉教育を充実させ、住民自身が、地域の課題を自身の課題（我が事）として捉えられるような機会を作ります。

○新たな担い手の確保

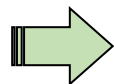
これまで活動に関わっていなかった、若い世代や市外からの転入者らにも参加を促し、誰もが地域の一員として、自分にあった役割を果たし活躍できるような地域づくりを目指します。

2. 地域福祉活動を行う各種団体への活動支援

①現状と課題

地域におけるつながりの希薄化により、自治会や民生児童委員といった、これまで地域福祉活動を主体的に支えてきた人への期待が高まる一方、活動に携わる人の不足や高齢化が進んでおり、これまでどおりの活動の継続が難しい状況になりつつあります。アンケート結果からも、地域の課題として、民生児童委員や自治会役員のなり手不足が指摘されており、その担い手の確保・育成が急務となっています。

一方、地域においては、地縁にもとづく団体のほかにも、特定のテーマや課題に焦点をあて、その解決に取り組む NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人等が地域福祉活動を展開しています。活動を精力的に展開する団体もある一方で、新型コロナウイルス感染拡大による活動制限や、担い手の高齢化の進行といった課題も見受けられます。また、社会福祉協議会が設置する「舞鶴市ボランティアセンター」では、ボランティア登録者数が大きく減少するなど、団体の活動に対する支援が必要となっています。



◎従来の地縁・血縁に基づく地域福祉活動の弱体化

②施策の展開

○民生児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の地域福祉活動への支援

団体に対し、活動に必要な情報を提供するとともに、地域住民に対し、団体の活動を発信することで、団体が活動しやすい環境づくりにつなげます。

○立ち上げ支援

地域でサロンやボランティアグループなどの団体を立ち上げる際の支援を行います。

○ボランティアセンターの活動支援

舞鶴市ボランティアセンターと連携し、登録ボランティアの活動支援をはじめ、ボラ

ンティア活動の魅力を発信し、新たなボランティア活動の担い手確保に努めると共に、その活動が地域の中で生かされるよう活動環境の整備にも取り組みます。

目標 舞鶴市ボランティアセンターのボランティア登録者数が 1,000 人を超えるよう支援します。
(令和 4 年 10 月末日時点 ボランティア保険加入者 449 人)

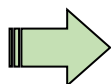
3. 小地域ネットワーク活動の強化

①現状と課題

小地域ネットワーク活動とは、身近な地域を基盤に、一人暮らしの高齢者や障害のある人、認知症の人を介護している家族などを地域住民同士で見守る活動のことです。住民同士の顔が見える関係を作っておくことで、社会的な孤立を防ぎ、変化が起きた際には早期に発見し、必要に応じて関係機関につなげるといった役割が期待されています。本市においても、地域の集会所でのサロン活動や、高齢の一人暮らし世帯への訪問による見守りなど、地域住民が主体となった活動が行われており、地域の見守り活動を行う「地域支えあいサポーター」や、認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター」の養成講座を開くなどし、地域福祉を担う人材育成を行うことで、小地域ネットワーク活動を後押ししています。

さらに、専門職による関わりや助言が必要なケースについては、地域包括支援センターが参加し、協議・情報共有を行う地域ケア個別会議が開かれるなど、地域住民と福祉専門職とが連携する体制が構築されています。

市内では、こういった活動が盛んな地域もありますが、少子高齢化や過疎化にともない、その担い手が不足し、活動の弱体化や休止が進んでいる地域も見受けられていることから、より多くの地域で活動が行われるよう促す必要があります。



◎より多くの地域で、小地域ネットワーク活動の強化が必要

②施策の展開

○住民の組織化への支援

小地域ネットワーク活動は、住民が主体となって行われることが基本です。身近な地域で福祉活動が行われるよう、ノウハウや知識の情報発信、地域で活動する団体間

の交流を図り、活動の活性化を図ります。

○地域福祉人材の育成

小地域ネットワーク活動に関わり、地域の身近な見守り役となる人を増やすため、「認知症サポーター」や「地域支えあいサポーター」といった地域福祉活動を支える担い手の育成を進めます。

目標 「地域支えあいサポーター」養成講座の受講者が 300 人以上に増え、
地域に福祉の知識を持った人が増えるよう支援します。
(令和 4 年 12 月末日時点 延べ受講者数 194 人)

第 8 章 重層的な支援体制の整備

急速な少子高齢化や地域コミュニティの希薄化などによる社会の変化に中であっても、子ども、高齢者、障害者などあらゆる人々や、三世代家族、核家族、一人暮らしなど様々な世帯構成の人々が、住み慣れた地域で自分らしく役割をもって生きいきと暮らし続けられる「地域共生社会」の実現が必要です。そのために、地域住民同士が「支え手」・「受け手」に分かれるのではなく、共に支えあいながら役割を持って暮らすことのできるしくみを構築していく必要があります。

地域で暮らす人々の課題は、介護や障害、子育てにとどまらず、住まいや住環境、就労など、生活全体に及ぶことも稀ではありません。また、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、複合・重層化した課題や、各分野の狭間の課題も増加しています。アンケート調査からは、重層化した課題をもった住民の存在については約 4 割の地域から「存在する」との回答を得ています。

これらの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りの福祉制度による支援だけではなく、属性や年齢、性別を問わず、分野を横断し包括的に課題を受け止めて支援する全世代・全対象型の支援体制の構築が必要です。

このような包括的な支援体制の整備を進めるため、住民が地域福祉を推進するために必要な環境の整備、住民等が自ら他の住民の相談に応じて情報の提供や助言等を行う体制の整備、支援関係者が連携して地域生活の課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備などの施策を積極的に実施します。

令和 2 年の社会福祉法改正により、増加する地域住民の複合・重層化した課題に包括的に対応するため、「重層的支援体制整備事業」が制度化されました。市としては「重層的支援体制整備事業」に取り組み、法制度に則った包括的な支援体制を構築していきます。

1. 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

①現状と課題

現在、市には地域包括支援センターや地域生活支援センター、子ども総合相談センター、生活支援相談センター、社会福祉協議会など、分野ごとに様々な相談窓口があります。それぞれの相談機関では、分野をまたがる相談であってもワンストップで受け止め、適切な支援機関につないでいます。このような相談窓口は市役所内にとどまらず、各地域に存在し、相談しやすい環境にあります。相談先が分からない人や、相談しようとし

ない人についても、地域の民生児童委員から相談支援機関へつないでいただくなど、適切な相談支援体制が構築されています。

しかし、近年、複合・重層化した課題を抱えた相談者が増加する中で、各相談機関の努力と工夫によりワンストップで受け止め、相談支援を行う対応が限界に達しようとしています。ヒアリング調査からは、重層化した課題への対応により、本来業務である支援を十分に行えていない現状や、今後数年でパンクしてしまいそうだという悲鳴など、相談支援機関の窮状が明らかとなりました。さらに、これらの支援は各相談支援機関のスキルや独自のネットワークを活用したものであり、支援の展開にばらつきが出てしまうことがあります。

今後も増加が見込まれる複合・重層化した課題に適切に対応していくためには、一定のしくみづくりが必要であると言えます。

②施策の展開

○断らない相談支援体制の構築

【重層的支援体制整備事業(包括的支援体制整備事業)】

市内各地に存在する既存の各分野の相談支援事業所においては、専門属性に関わらず、まずは包括的に相談を受け止めます。相談者が抱える課題を丁寧に整理し、必要に応じて適切な相談支援機関へつなぐことができる体制を整備します。

さらに、市役所内部においては、相談者が抱える様々な課題に柔軟に対応し関係する部署が連携しやすいように、分野を横断した連携チームを組織し、様々な課題を包括的に受け止める体制づくりを行います。

○声なき SOS をしっかり聴く

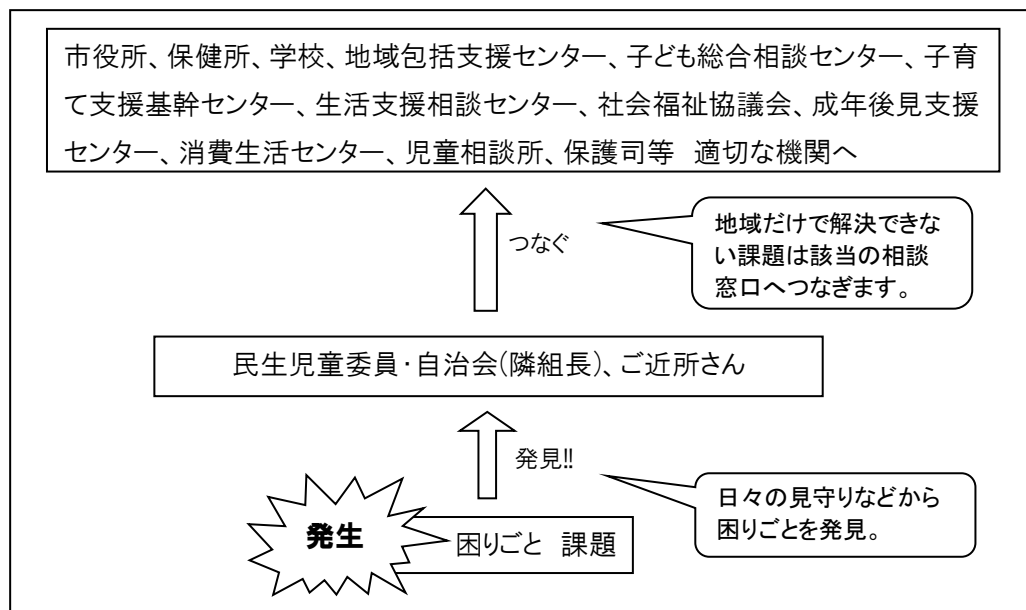
【重層的支援体制整備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援体制整備事業)】

いつでも何でも相談できるワンストップ窓口があったとしても、実際に課題を窓口で相談できる人は一握りではないでしょうか。声なき SOS を確実に捉えるためには相談支援機関が事務所で待ち構えるのではなく、直接訪問等により相談を受けるほか、当事者へ適切な福祉サービスの情報を提供し、自由に選択できる機会を確保する体制が必要です。(アウトリーチ)

また、アウトリーチを行うためには、地域に暮らす課題を持った方の SOS の声を本人に代わって相談機関へつなぐ道筋が不可欠です。地域住民のちょっとした変化を見逃さないためには、広域を担当する民生児童委員や自治会長ではなく、隣近所といった

地域住民レベルでの見守り合いが必須です。お隣さんの何気ない変化など、生活圏で把握された課題を、確実に適切な相談支援機関へとつなぐしくみを確立します。

このような、住民同士が見守り合いの必要性への理解を高めるとともに、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と連携しながら、地域における見守り合いも推進します。



2. 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

①現状と課題

アンケートの調査結果によると、様々な課題の中でも「複数の課題を抱えた家庭の増加」を地域の課題として挙げた方は全体の約4割に及びました。相談支援側へのヒアリング調査においても、複合・重層化した課題を抱えた相談者が増加し、支援の難しさや支援者側の疲弊が報告されました。

どの相談支援機関でも、複合・重層化した課題であるからといってさじを投げるのではなく、多忙な中でも支援者側の努力と工夫によって対応しているため、本来の相談者への支援が十分に実施できないことや、専門分野外の相談に的確に対応することができないなどのジレンマを抱えています。

本市においては、様々な相談に包括的に応じる窓口として「生活支援相談センター」を設置し、生活保護に至る前の早い段階から支援を行うことで、社会的・経済的に自立

が可能となるよう支援しているところですが、その相談者数はコロナ禍も相まって年々増加しています。

②施策の展開

○包括的な相談体制の構築

【重層的支援体制整備事業(多機関協働事業)】

単独の相談機関では十分に対応しきれない、いわゆる「制度の狭間」にある課題や複合・重層化した課題の解決を図るため、包括的に相談に応じ、関係機関が連携して支援をおこなうシステム（多機関協働）を構築します。

多機関協働においては、相談支援機関に寄せられた課題のうち、単独の相談機関では対応が困難な事案については、コーディネート役となる「包括化推進員」に集約されます。「包括化推進員」は寄せられた課題を整理し、適切な相談支援機関等を招集し支援会議を開催します。支援会議では、相談支援機関の専門分野ごとに役割分担し、支援チームを編成し、チーム連携体制のもと、包括的に相談者の支援にあたります。

○地域で課題が解決できる環境づくり

【重層的支援体制整備事業(地域づくり事業、参加支援事業)】

地域で実施されている支援の場は多岐に渡ります。高齢、障害、生活困窮、子どもなどの各分野で実施されている「集いの場」などの既存の地域づくりの取組みを生かしつつ、世代や属性、分野を越えて交流できる場の整備を推進します。

例えば、高齢者を対象としたサロンであっても、子育て世代の親子の参加を可能にし、多世代交流サロンへと移行するなど。

しかし、このような社会資源があっても、真に支援を必要とする人の中には、社会的に孤立していることなどにより、「集いの場」に参加しない(できない)ことが多く見られます。支援の場を整備するだけでなく、スムーズに社会資源へとつながることができるように伴走型で参加を支援します。

また、既存の社会資源のみならず、地域のニーズを把握しながら、地域が求める新たな社会資源を創出することなどにより、社会的に孤立した人が継続的に社会とつながる場を構築します。加えて、地域にある警察や銀行、商店など福祉関係者以外の関係者が参集し、多機関が協働したネットワークの構築などにより、多様な社会資源が生まれやすい環境づくりを推進します。

第 3 部

資 料 編

1. 第5期地域福祉計画策定懇話会

地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める舞鶴市第5期地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉の各分野の専門家から幅広く意見を聴取するため懇話会を開催しました。

懇話会委員名簿

氏名	所属	役職
川島 典子	福知山公立大学 教授	会長
山内 亨	舞鶴市社会福祉協議会 局長	副会長
加藤 喜美子	舞鶴市民生児童委員協議会 副会長	
田中 幸男	舞鶴市自治連・区長連協議会 副会長	
西邑 章	京都府中丹東保健所福祉課長	
熊取谷 晶		
今安 えり子	地域生活支援センターみずなぎ センター長	
佐藤 葉子	城北地域包括支援センター 管理者	
桑原 位修	児童養護施設舞鶴学園 施設長	
町田 弘樹	NPO 法人ニュートラル支援員	

懇話会協議内容

実施年月日	主な内容
令和4年 7月11日	地域福祉の現状確認 第4期地域福祉計画策定方針について
令和4年 10月17日	アンケート調査、ヒアリング調査結果について 計画骨子について
令和4年 12月26日	計画素案について パブリックコメントの実施について
令和5年 7月10日	パブリックコメントの結果について 計画の決定について

2. 地域福祉に関するアンケート結果

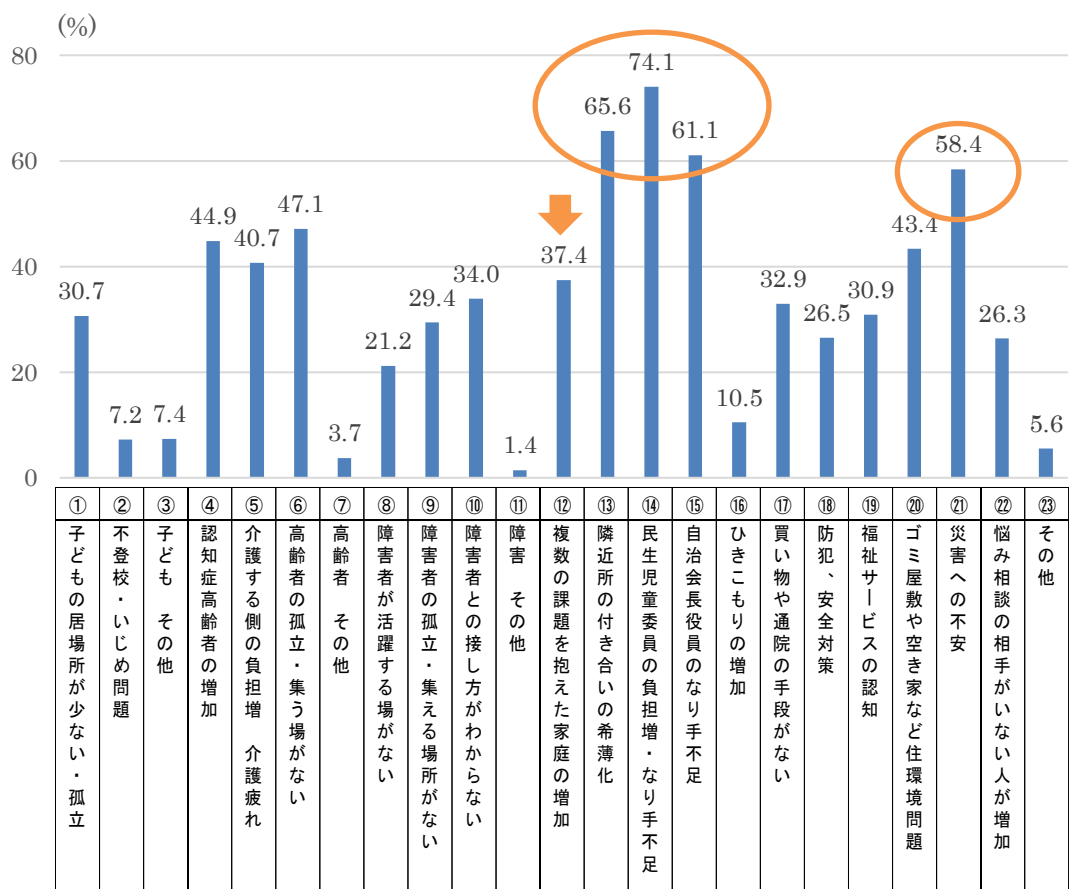
1. 実施期間 令和4年7月29日～9月16日

2. 調査対象

	全体	回答数	回答率
自治会長	366名	272名	74.3%
民生児童委員・主任児童委員	276名	214名	77.5%
合計	642名	486名	75.7%

3. 結果&分析

①あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



特に課題として多く認識されているのは・・・

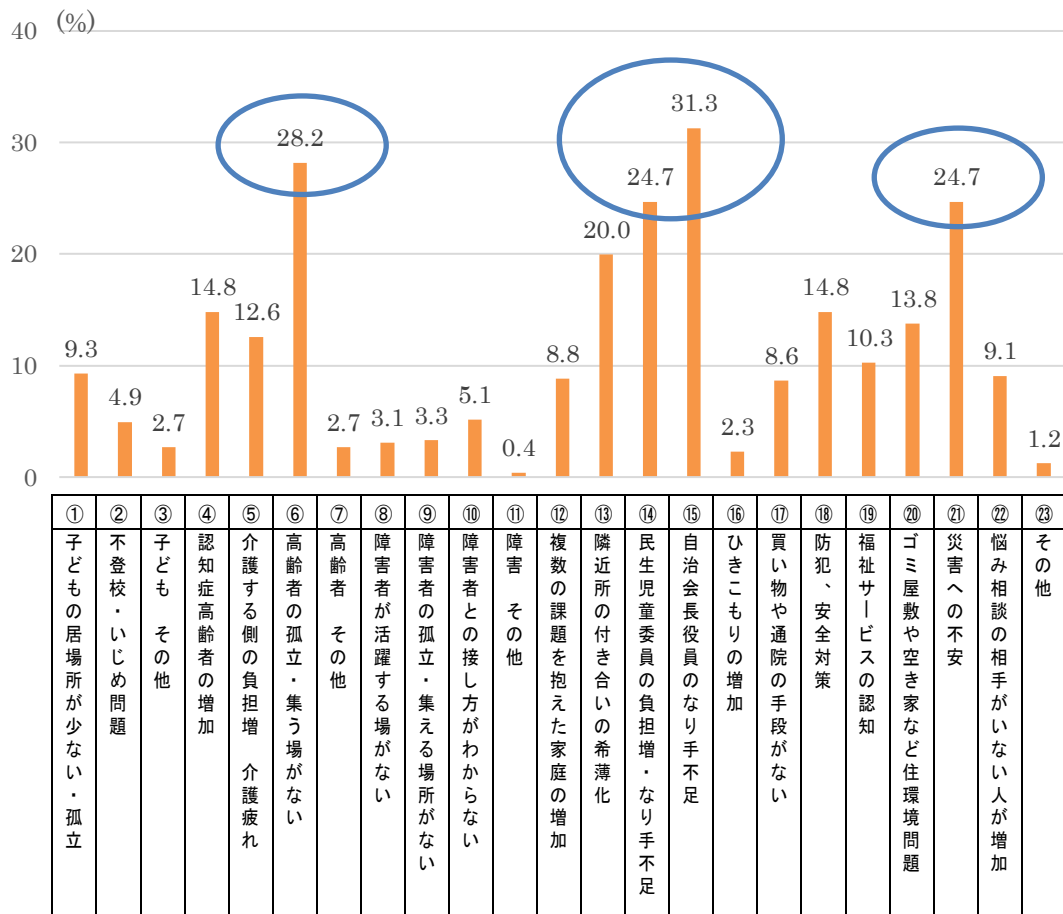
- 第 1 位 ⑭民生児童委員の負担が大きく、なり手がいない（74.1%）
- 第 2 位 ⑬隣近所の付き合いや地域の取り組みや行事に関心が低い（65.6%）
- 第 3 位 ⑮自治会長や組長など町内会の役員のなり手がいない（61.1%）
- 第 4 位 ㉑災害への不安（58.4%）

上記の項目が、全体の 50%以上の方が課題と認識されている項目です。

前回調査時（R 1）と同じ課題が上位を占める結果となりましたが、今回の調査で 2 位となっている項目については、昨年度より順位があがっており、隣近所の付き合いや地域コミュニティの希薄化が進んでいると感じる結果となりました。

また、「介護と障害」「高齢者とひきこもり」など、複数の課題を抱える家庭が増加している背景を受け、今回の質問項目に加えたところ、全体の約 4 割近くの方が課題として認識されていることがわかりました。

②課題に対する地域での取り組みについて



地域での取り組みとして挙げられたのは・・・

- 第1位 ⑮自治会長や組長など町内会役員のなり手がいない（31.3%）
第2位 ⑥高齢者の孤立、集う場所がない（28.2%）
第3位 ⑭民生児童委員の負担が大きく、なり手がいない（24.7%）
⑳災害への不安（24.7%）

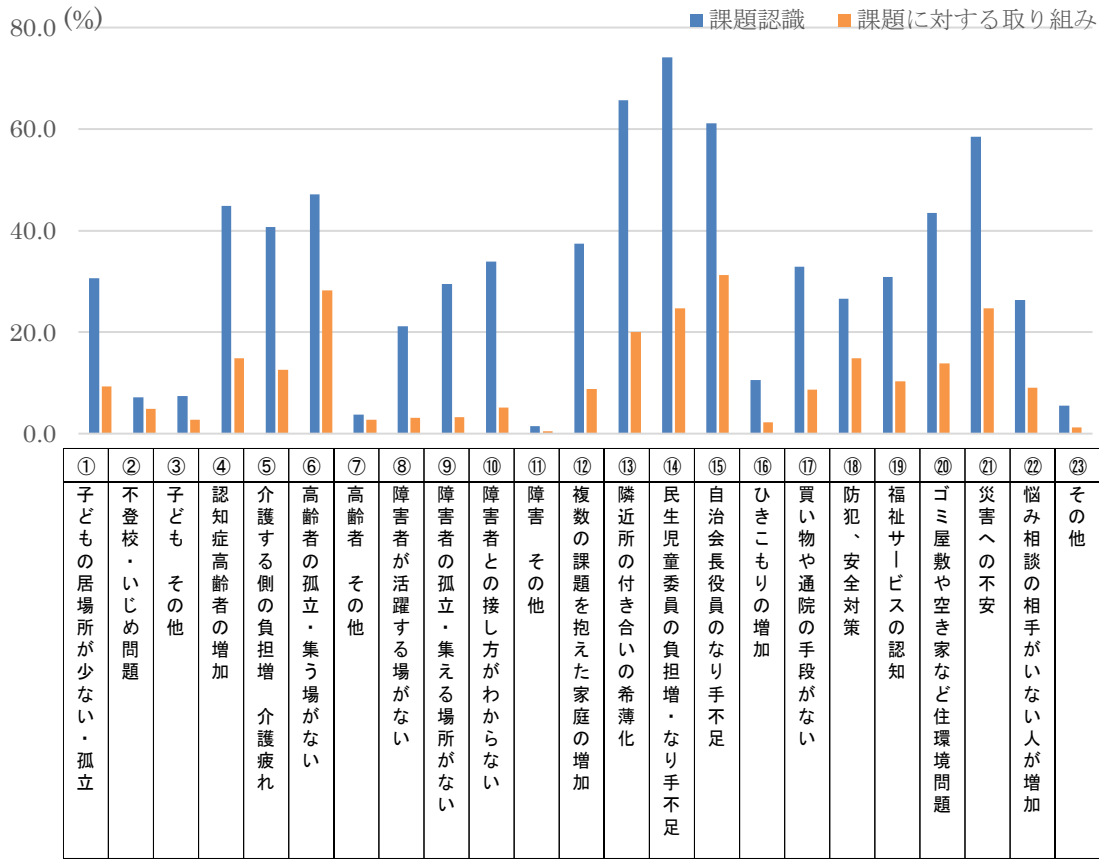
自治会役員のなり手不足については、高齢者の増加等の理由により、役員選出に苦勞されている地域が多いようです。そのため、業務を見直し負担軽減を図ったり、輪番制や選挙にて選出するなど、一定のルールを決めておられる地域も多くみられました。

また、高齢者の孤立に関しての対策としては、地域の集会所等での体操教室やサロン等の実施など、誰でも気軽に集える「居場所」づくりに取り組んでおられる地域が多くみられました。

近年増加する災害への対策としては、地域での防災訓練の実施や、自主防災組織の設立など、地域ごとに工夫しながら取り組まれていることがわかりました。

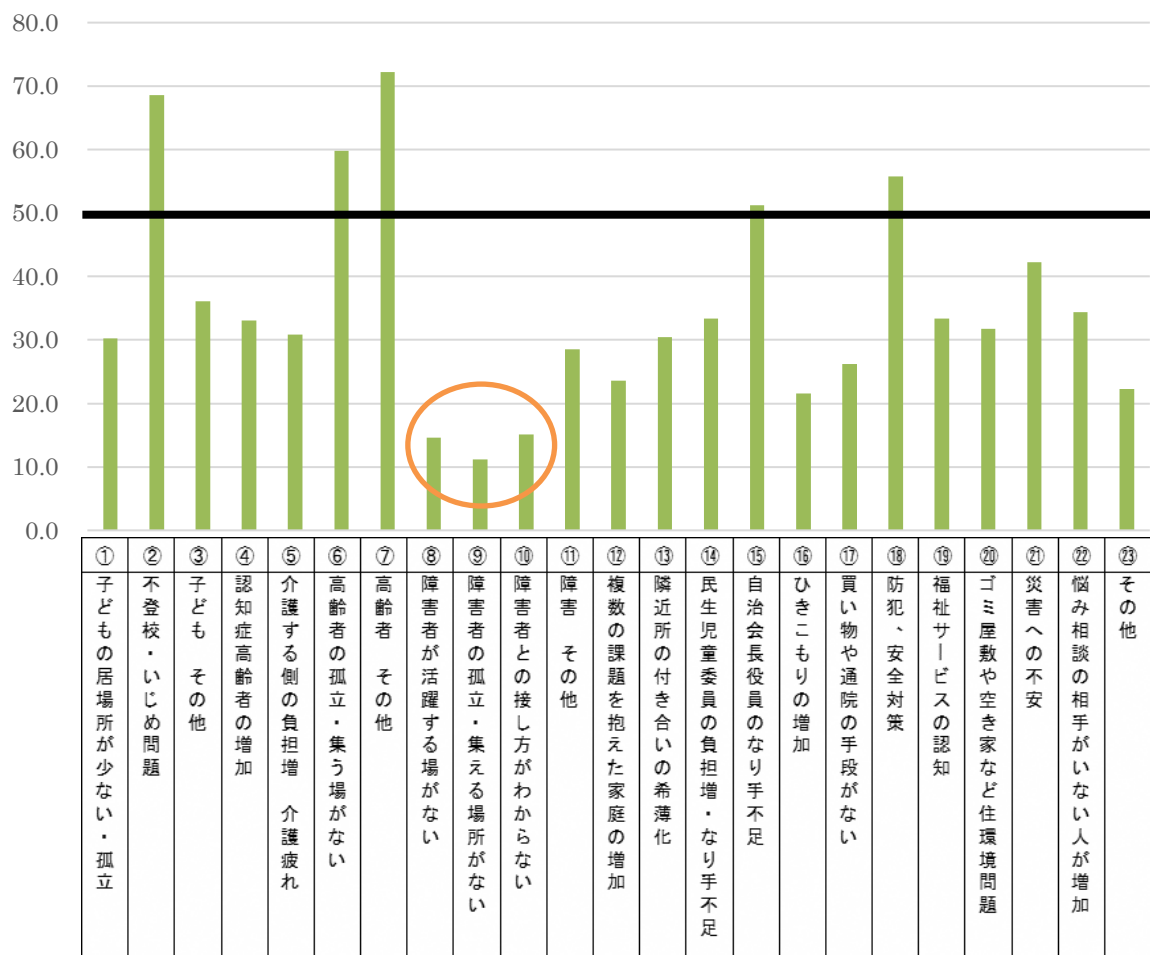
※詳しくはP49「地域での具体的な取り組み集計」をご覧ください。

課題として認識されているものと、それに対する取り組みを重ねてみると・・・



「課題がある」と認識しているものの、「実際に取り組んでいる」という意見には大きく開きがあり、実際の活動や取り組みにつなげていくことの難しさを感じる結果となりました。

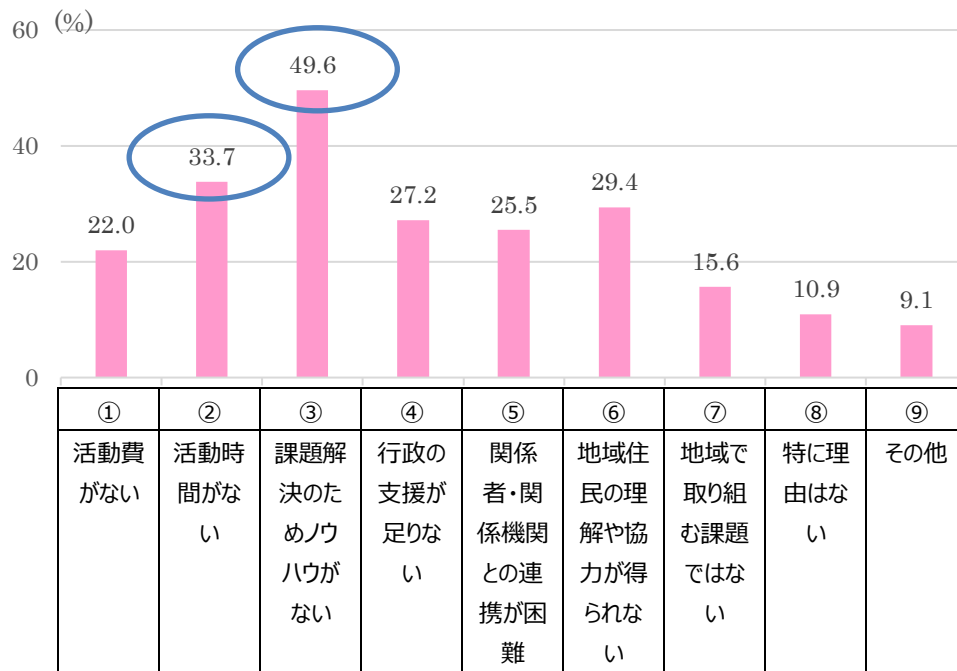
この充足率をまとめると・・・



多くの項目で 5 割を下回る結果でした。

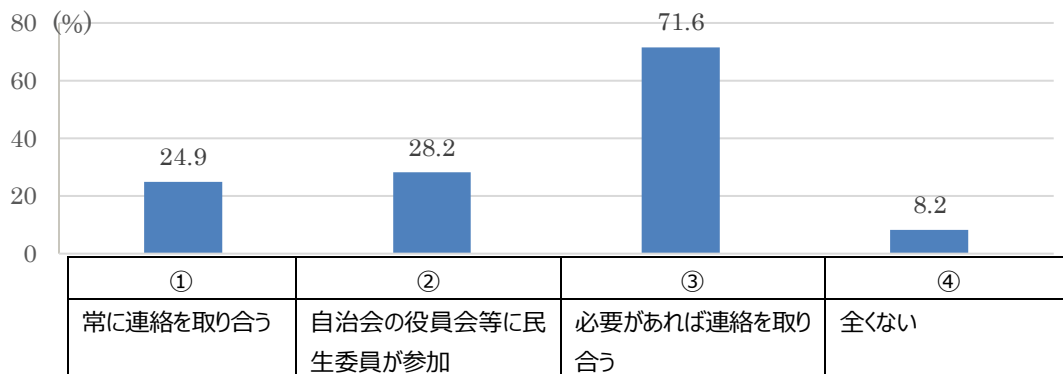
地域では課題として認識していても、課題解決に向けた取り組みを実践するまでには至っていないというのが現状のようです。特に、充足率が 2 割以下のものは、⑧～⑩の障害者に対する課題についての項目であり、障害者の活躍の場や居場所づくりについては、地域だけでの取り組みは難しいと感じておられる方が多ことがわかりました。一方で、前回調査（R1）時には 5 割程度の充足率であった「②不登校・いじめ問題」については、今回の調査では 7 割程度まで伸びており、「登下校の見守り」等の取り組みをされる地域が増えてきたことがわかりました。

③課題に対する地域での取り組みについて



5割に迫る回答が「③課題解決のノウハウがない」でした。これは、地域において課題解決をしたいと思うものの、どうしたらよいかわからない、方法がわからないということを表している結果と考えられます。続いて多かったのが「②活動時間がない」であり、仕事をしながら活動されている自治会長や民生児童委員も多く、課題対策に対する時間確保が難しいことがうかがえます。

④民生と自治会長との連携について



民生児童委員と自治会長はそれぞれ役割が違うものの、地域のリーダーとして適宜連絡を取り合いながら連携されていることがわかりました。

⑤自由記述より

■主な意見

- ・ コロナ以降、外部の人（民生委員や自治会役員など）との交流（接触）を控えられる傾向が強く、介入が難しい。
- ・ 少子高齢化が進み、コロナ禍もあり交流がなくなり、行き交う人物が町内の方かそうでないかわからなくなっている。繋がりを感じなくなり、また町内活動に無関心というありさま。
- ・ コロナの影響で行事が減り、接点が少なくなっている。
- ・ コロナの影響で地域行事の開催が難しく、地域とのかかわりが減り、今後より希薄になると思われる。
- ・ 町内会に加盟しない人が増えており、関係が希薄化してきたと感じる。
- ・ 自治会に未加入世帯があり把握するのに苦労する。
- ・ もしなにか災害があったりしても誰がどこに住んでいるのか、一人でくらしているのかなどわからない。わからないことには声掛けできないし、調べて動くこともできない。プライバシーもわかるが、何かあった時だけ頼まれても困る。
- ・ 住民が地域に無感心。「隣近所と仲良く助けあう」という意識が終末に近い。
- ・ 福祉関係については、行政と自治会と民生委員等と一緒に考えていかなければいけない問題や課題が多いと思うが、一番身近な自治会があまり協力的でないように思う。地域のために一緒にによりよくしようという意識が弱い人がいる。
- ・ 町内には多くの問題があるが、町内会長に責任を丸投げにして関りを避けようとする住人が多い。よって町内会長のなり手が無く、同じ人が繰り返し就任することになる。
- ・ 町内行事や活動、何事にも無関心な人が増えて役員を決めるのに困っている。
- ・ 高齢者が増え、役員のなり手が無くなってきているが、少ない中で 2 年任期の自治会役員や、民生委員経験者を増やし、相互に連絡できるようにしている。
- ・ 困っていることがあれば、隣近所で助け合い、支えあっていける地域作りが必要だと感じている。
- ・ 高齢者、障害者等や子育てを地域の中でどのように支えていけるかが、今後の社会において重要なことである。
- ・ 自身の身内は自分たちでみる。行政や地域になんでもお願いするのは無理だと思う。

- ・ 基本は個々の家庭をしっかり守る。そして地域内での意思疎通と連携が必要なのは？
何かと行政の責任を叫ばれる住民がいるが、「我田引水」に過ぎない。まずは地域がしっかり汗をかく、少子高齢化を言い訳にすることなく、何ができるかを考えて地域を守っていく、地域で解決できないことは行政の力を借りるという意識を持つことが大切だと思う。



○自由記述の中には、隣近所や地域とのつながりが乏しくなっていることを表している「希薄化」という言葉と、町内会活動や町内会そのものに対して興味がない、他人事という人が増えてきたことを表す「無関心」という言葉が多くみられました。

○令和元年から流行した新型コロナウイルスの影響で、それまでの生活様式が一変し、人との接触が減ってしまったことは、その後の地域行事や近所づきあいの中においても、大きな影響を残したままとなっているようです。

○そんな中でも、「まずは個々がしっかりと。その上で地域内の連携が必要」というご意見や、マイナスのことはばかりに目を向けるのではなく、「地域で課題解決に向けてどんなことができるか」を考え取り組んでいるというご意見など、前向きな意識を持って取り組まれているという意見もありました。

⑥Q2 地域での具体的な取り組み集計（主なもの）

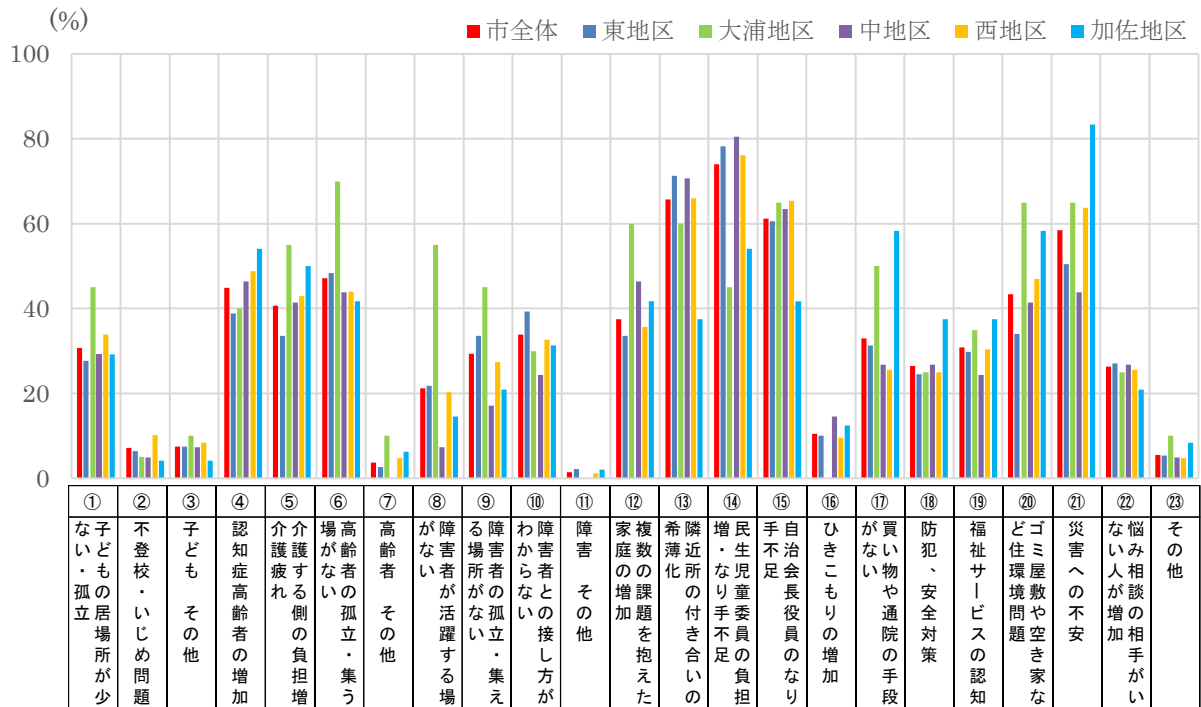
回答 順位	課題項目	回答 者数	課題に対する地域活動
1	自治会長役員のなり手不足	157	選挙を行う、輪番制にしている。くじ引き。前年度からの声かけ、根まわし。役員の人数を減らしている。会則変更による年令順。
2	高齢者の孤立・集う場がない	149	週1回・月2回など定期で体操教室を開催。老人会で手芸、食事会。月1回サロンを開催。老人会の設立、勧誘。公民館の整備。 以前はあったがコロナ禍で活動ができていないという意見多数。

回答 順位	課題項目	回答 者数	課題に対する地域活動
4	災害への不安	106	年1回防災訓練。自主防災組織の設立。自主防災連絡表を作成。防災ラジオを持参し独居老人宅へ訪問。町内・老人会・サロン等で講習。消防団による防災訓練。避難経路・持ち物の点検。災害マップの配布。行政へ要望書提出。
5	隣近所の付き合いの希薄化	85	年2回の町内会だより、月1回広報誌の発行。放送・回覧にて案内。区内メール・有線放送による行事案内。年3回川掃除。バスツアー、茶話会、祭り、町内でバーベキューなどを実施。コロナ禍で活動ができていないという意見多数。
6	防犯、安全対策	83	街灯をLEDに変更。防犯灯、防犯カメラの設置。自主的なパトロールをしている。警察にパトロールを依頼している。不審者情報などを回覧板で周知、啓発ポスター掲示。スクールガードをしている。カーブミラーの設置要望。消防・防犯推進委員の選任。
7	認知症高齢者の増加	80	定期的な訪問、別居家族への連絡、見守り、家族への声掛け。包括センターや地域病院と連絡を取り合う。高齢者向けの体操。不燃ごみ収集時の状況を共有。認知症についての講演会。
8	子どもの居場所が少ない・孤立	64	公園の整備・草刈り・掃除、市へ公園設置要望。子供会や祭りなど行事を実施。そもそも子どもがいないという地域も。
9	ゴミ屋敷や空き家など住環境問題	64	空き家の郵便物回収・連絡。持ち主が年に数回帰った際に声を掛ける。親族に清掃依頼。町内で一斉清掃・草刈り。不動産業者が管理している。空き家バンク登録。市へ報告・相談。
10	介護する側の負担増 介護疲れ	61	サービス・施設の紹介。相談に乗る。通院の協力。包括センターへ相談。デイサービスを利用。
11	買い物や通院の手段がない	53	週2回の移動スーパーを利用。タクシー利用。近所で車に乗り合わせる等助け合い。地域バスミーモを活用。

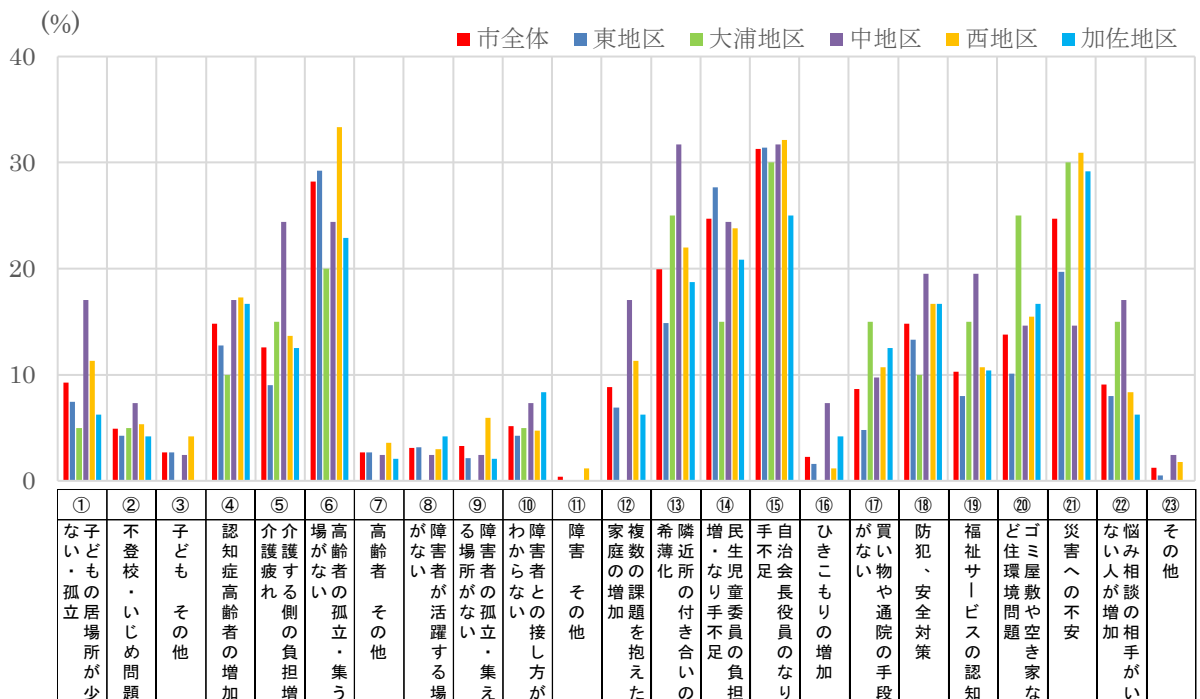
回答 順位	課題項目	回答 者数	課題に対する地域活動
13	複数の課題を抱えた 家庭の増加	37	訪問・声掛け、地域包括センターへ連絡相談。情報交流ふれあいサロン。
14	悩み相談の相手がいない人が増加	31	町内の LINE を作っている。独居老人宅を訪問。
15	不登校・いじめ問題	30	登校時の見守り、学校と連絡・相談。学校でアンケートを取り実態把握。子供会 LINE グループを作っている。不登校児の自宅へ訪問。
16	障害者との接し方がわからない	29	挨拶をするなど普通に接する。声掛け。そもそも接する機会がないという意見も。
17	障害者が活躍する場がない	25	身障センターやみなずき学園等の施設利用を勧める。定期的な個別訪問で状況把握。障害者の有無や人数を把握できない、策がないという意見も。
18	障害者の孤立・集える場所がない	21	舞鶴作業所・みずなぎ学園施設を勧める。ヘルパーに訪問を依頼。
19	子ども その他	16	登校時付き添い・見守り・挨拶。ヤングケアラーの有無を学校へ声掛け。子供会設立。通学前後のパトロール。子ども食堂。地藏盆行事の実施。マンションが多く実態把握ができないという地域も。
20	ひきこもりの増加	14	相談があれば対応する。定期的な訪問。

■アンケート集計 ～6 地域の比較～

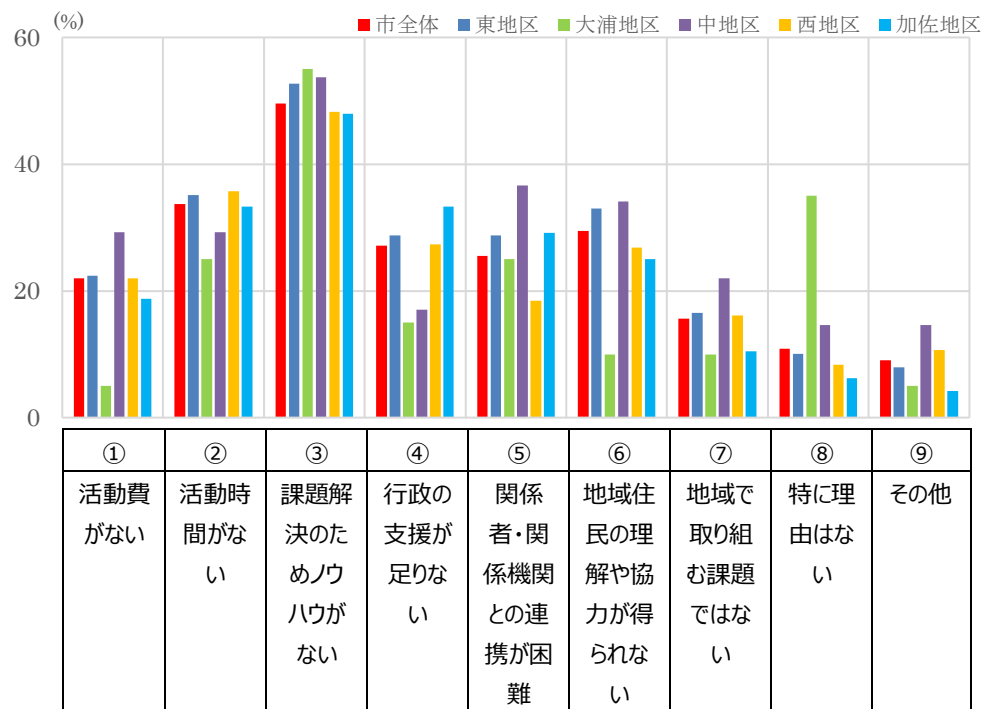
1. 地域に当てはまる種類は何ですか



2. 課題に対し地域で取り組んでいる事がありますか



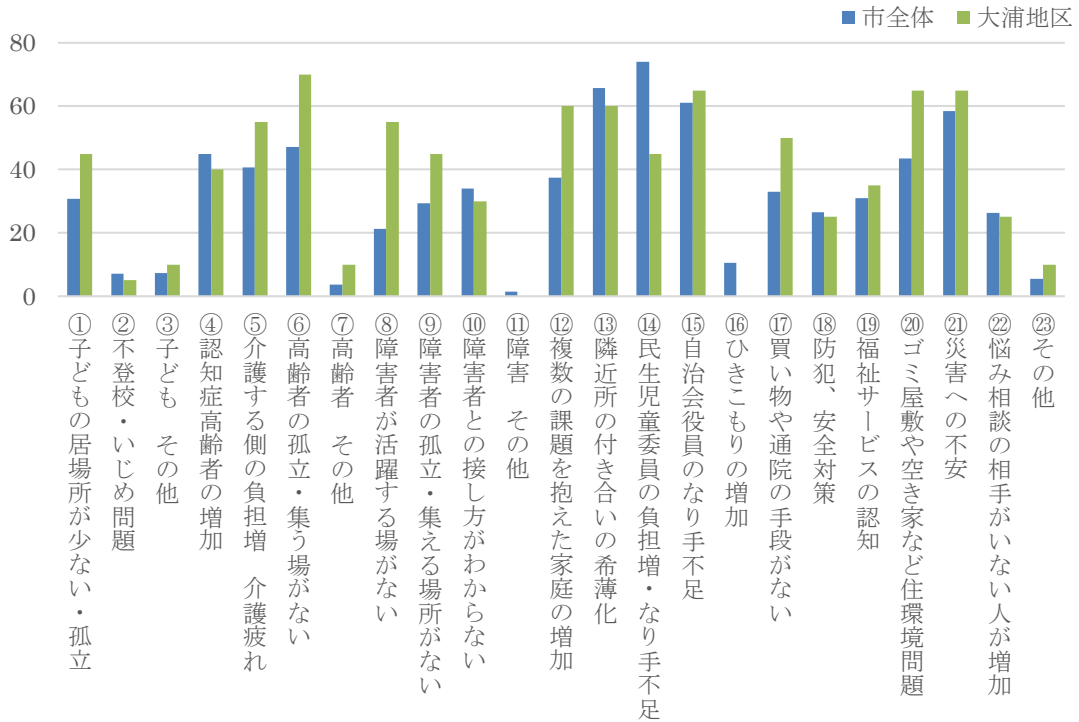
3. 地域で課題に対する取り組みができない理由は何ですか



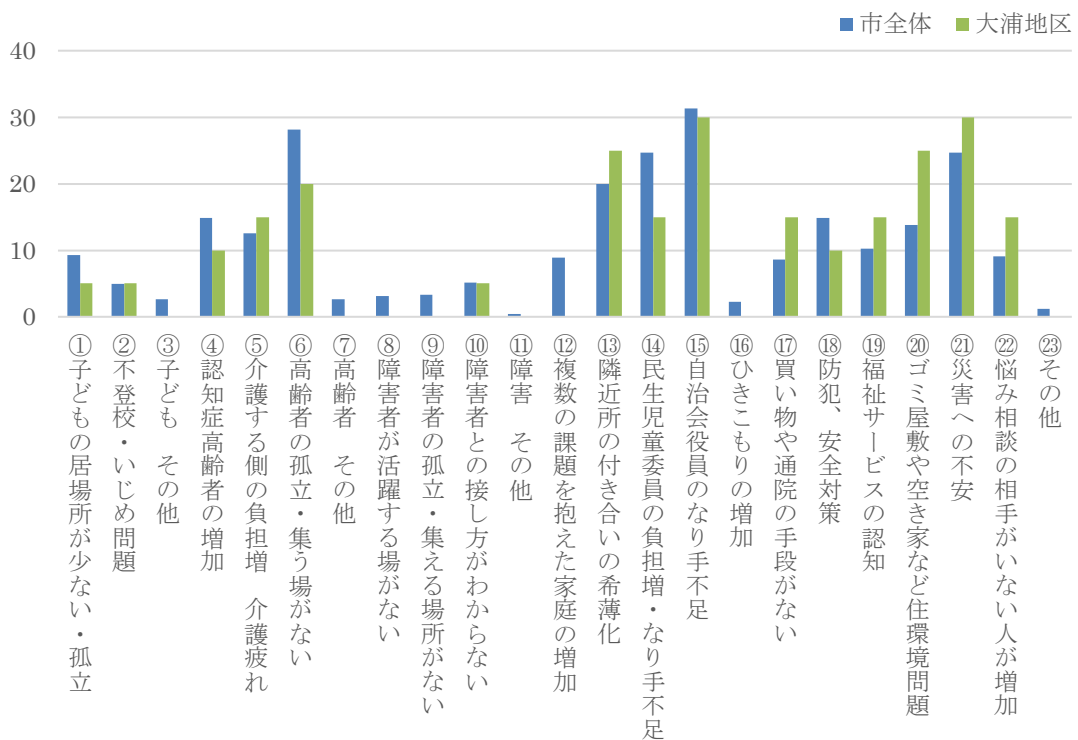
■アンケート集計 ～地域ごとの分析～

《大浦地区》

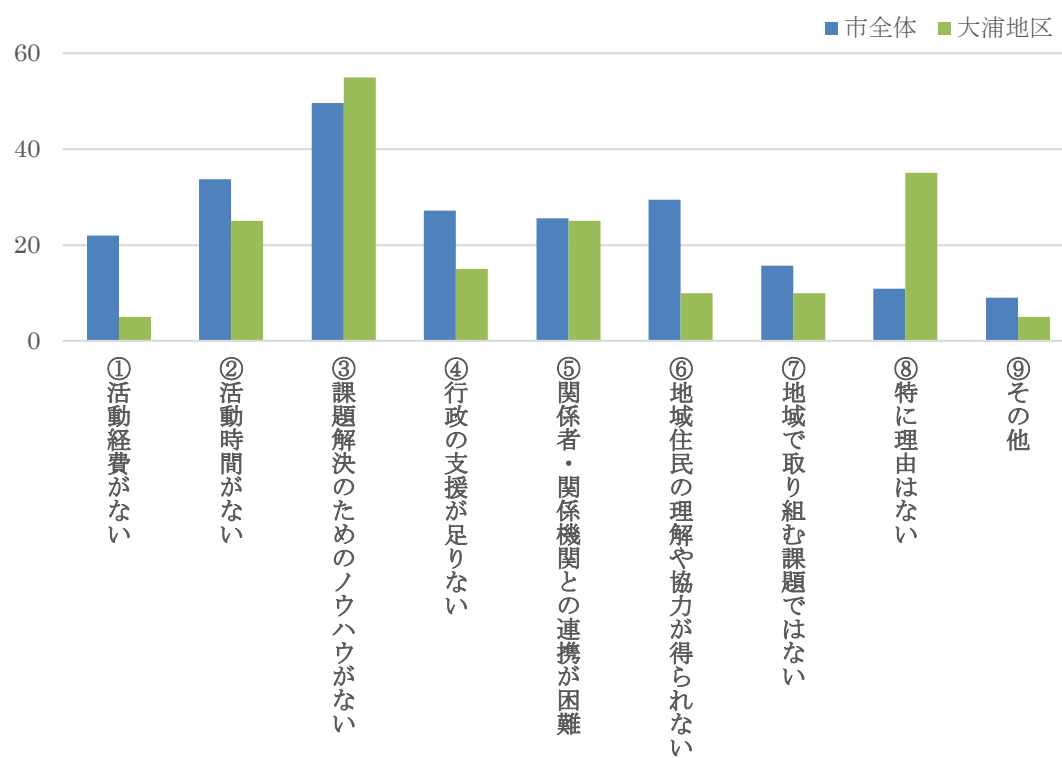
問 1 あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



問 2 課題に対する地域での取り組み

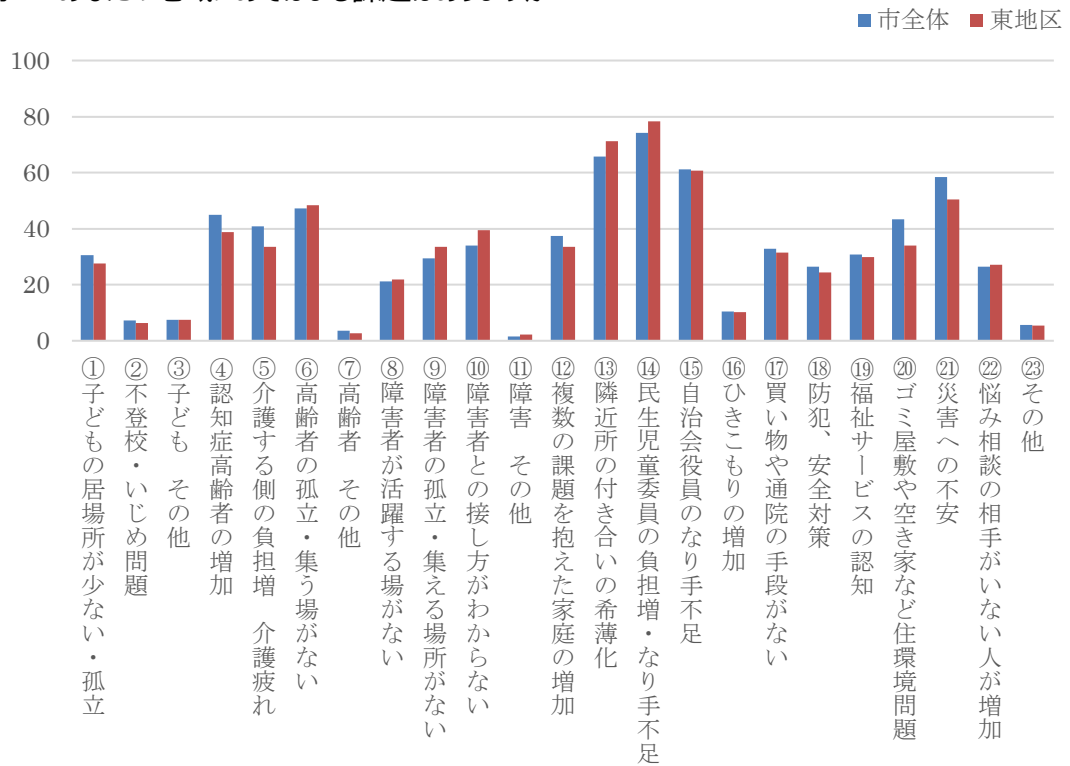


問 3 課題解決に向けた取り組みを行う上での課題

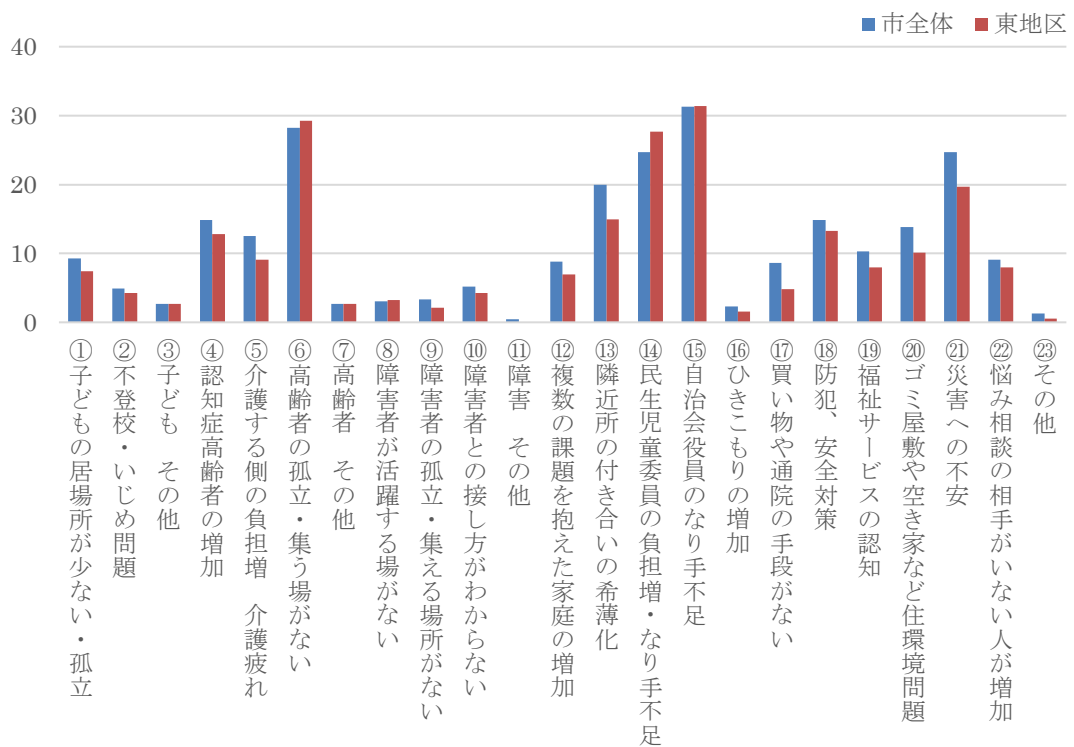


《東舞鶴地区》

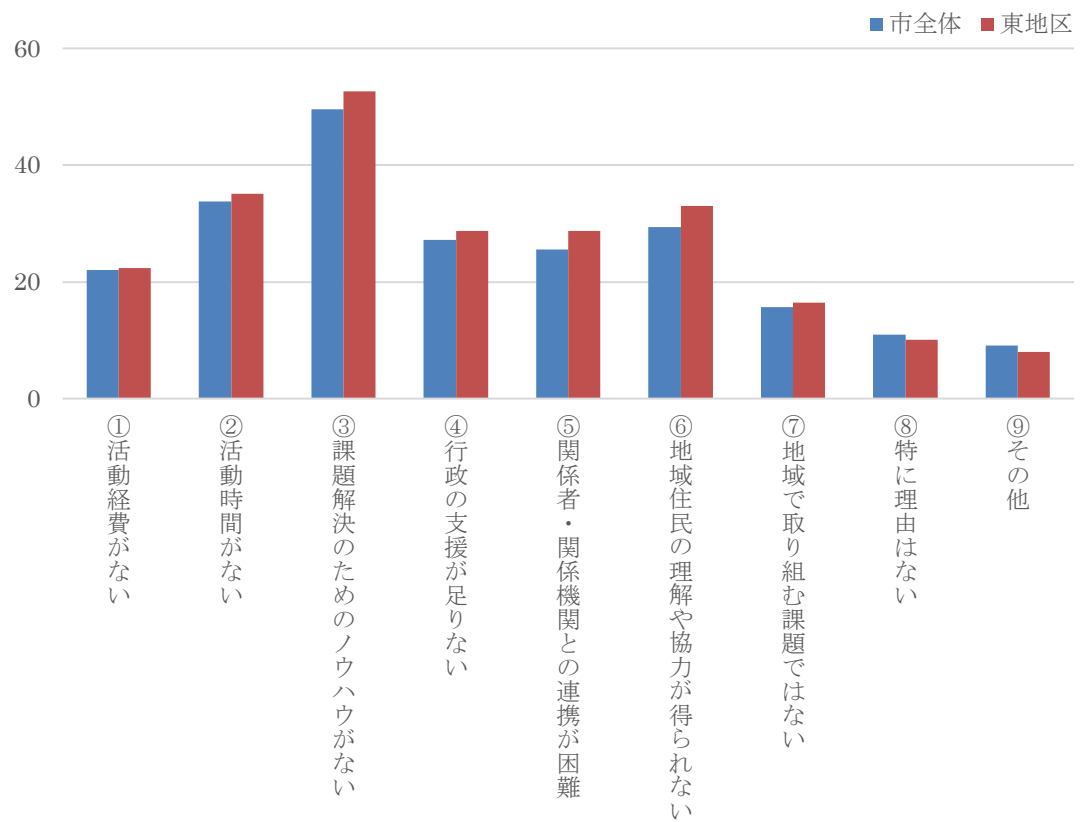
問 1 あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



問 2 課題に対する地域での取り組み

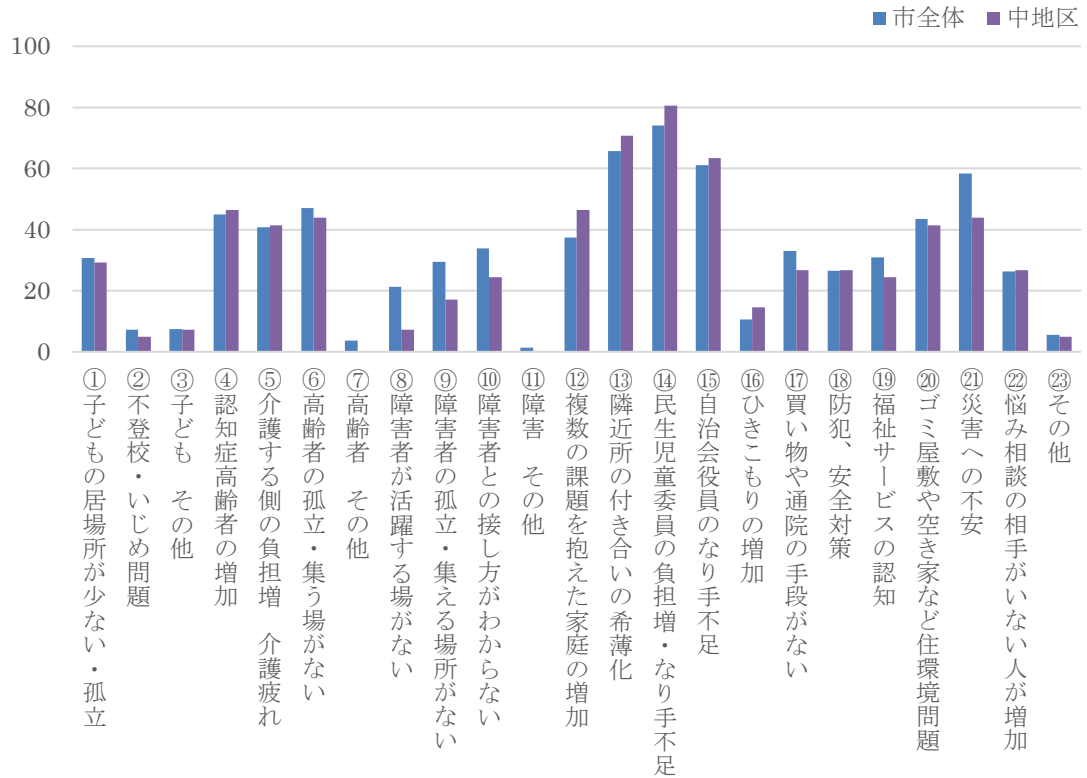


問3 地域で課題解決に向けた取り組みを行う上での課題

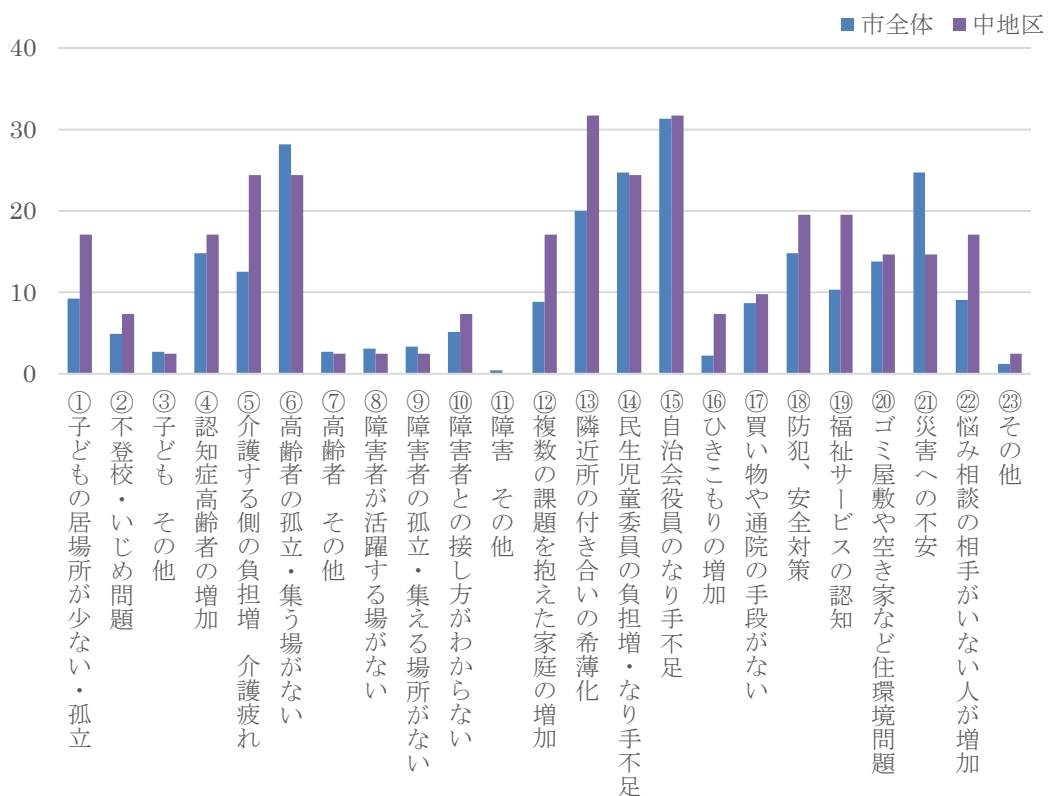


《中舞鶴地区》

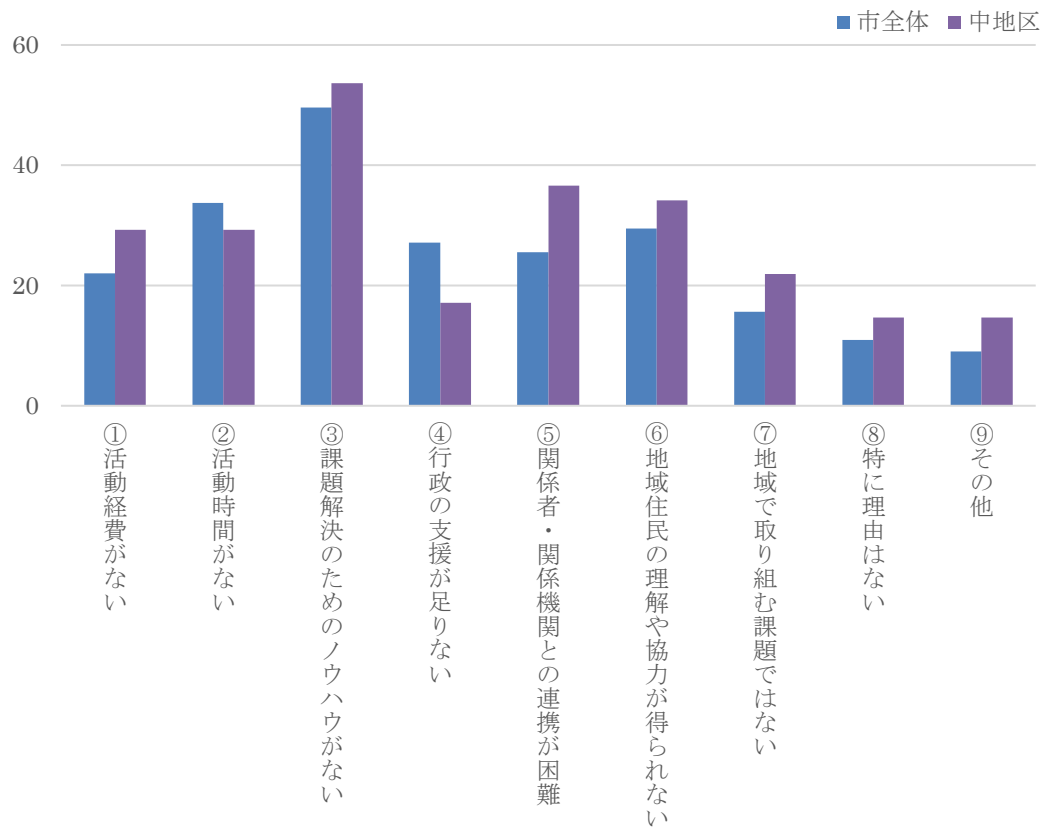
問 1 あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



問 2 課題に対する地域での取り組み

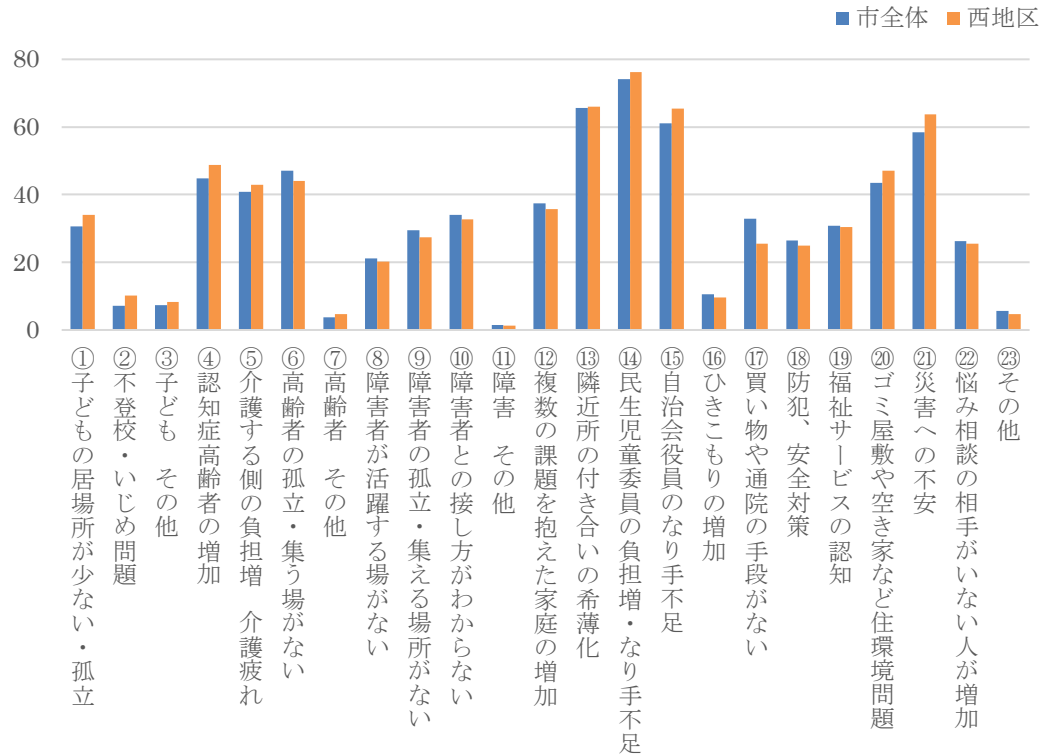


問3 地域で課題解決に向けた取り組みを行う上での課題

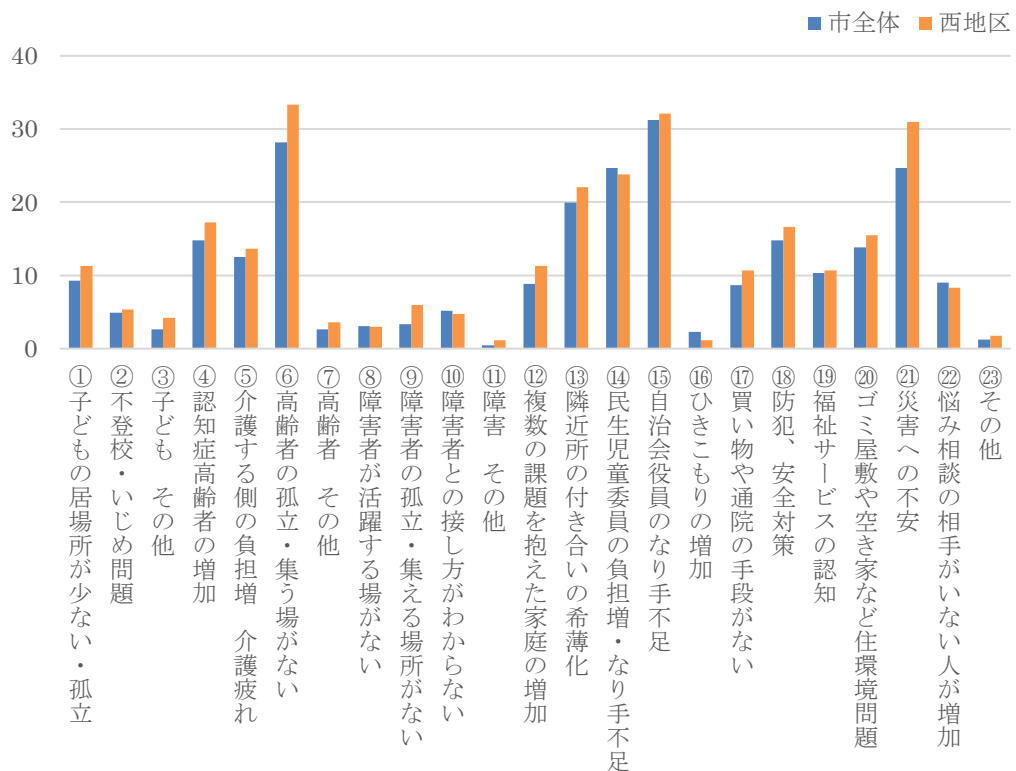


《西舞鶴地区》

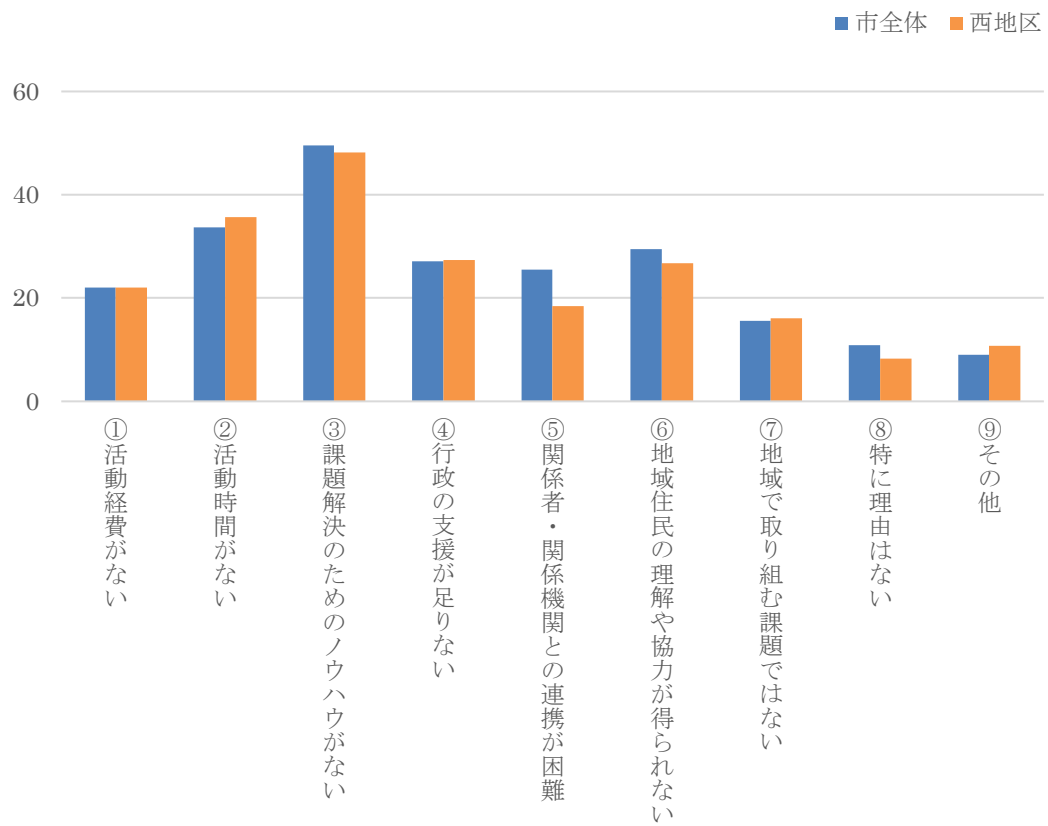
問 1 あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



問 2 課題に対する地域での取り組み

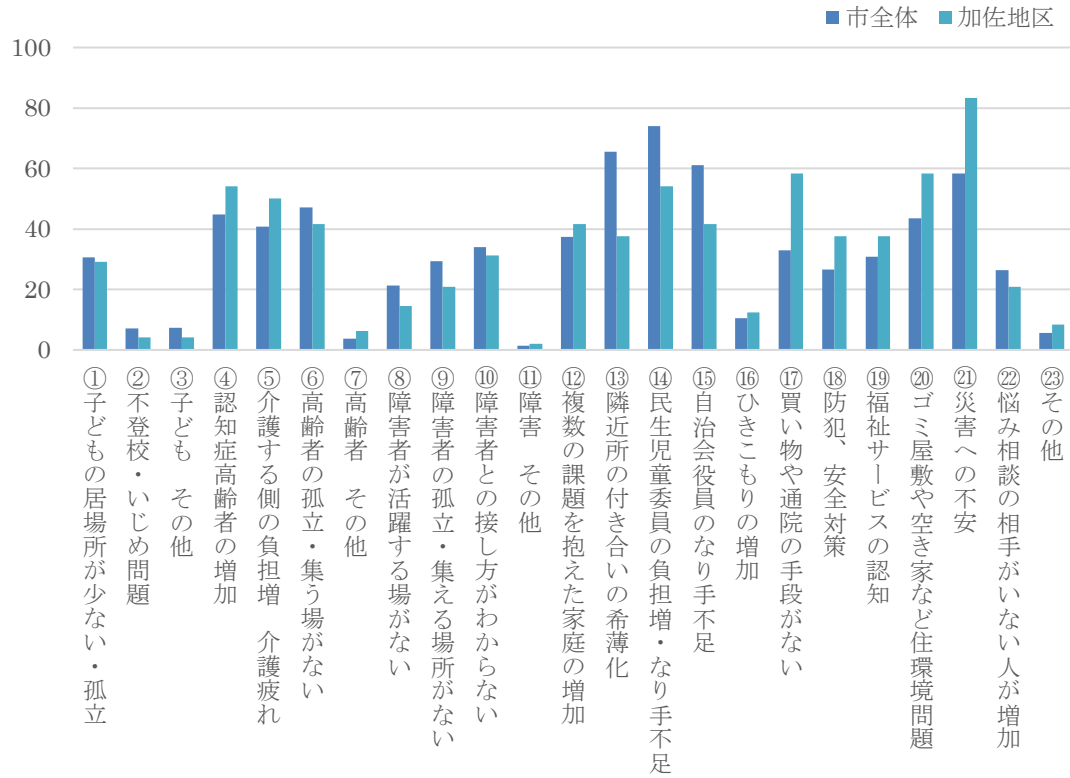


問3 地域での課題解決に向けた取り組みを行う上での課題

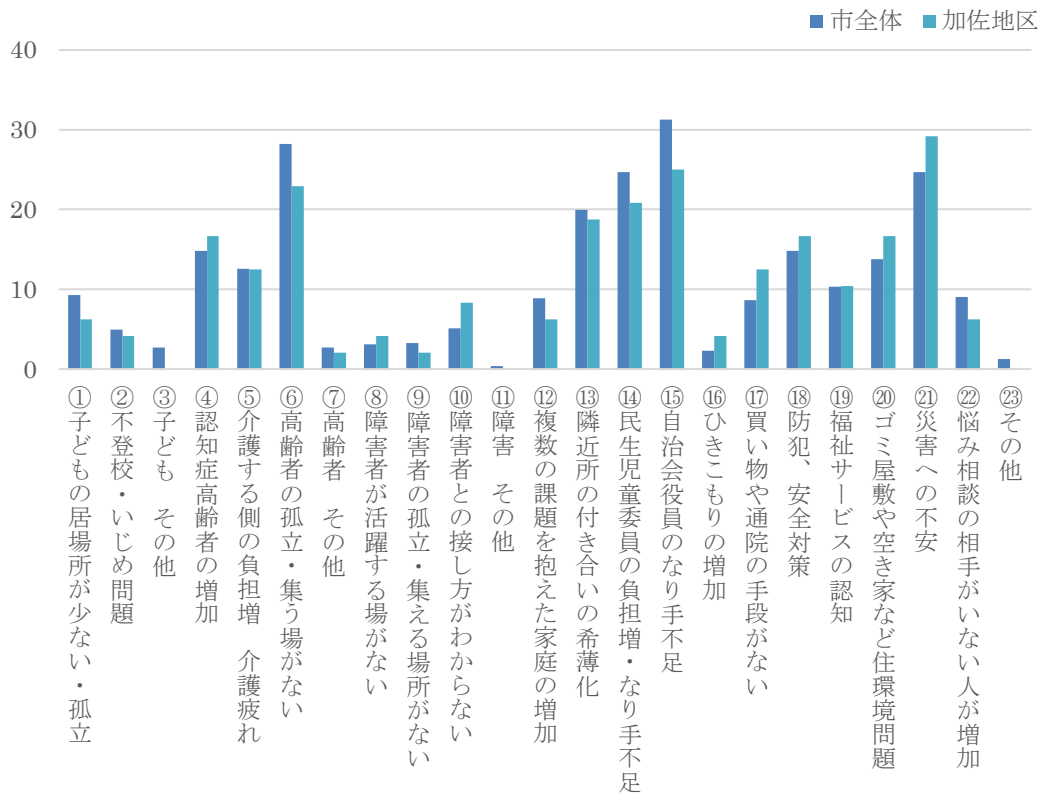


《加佐地区》

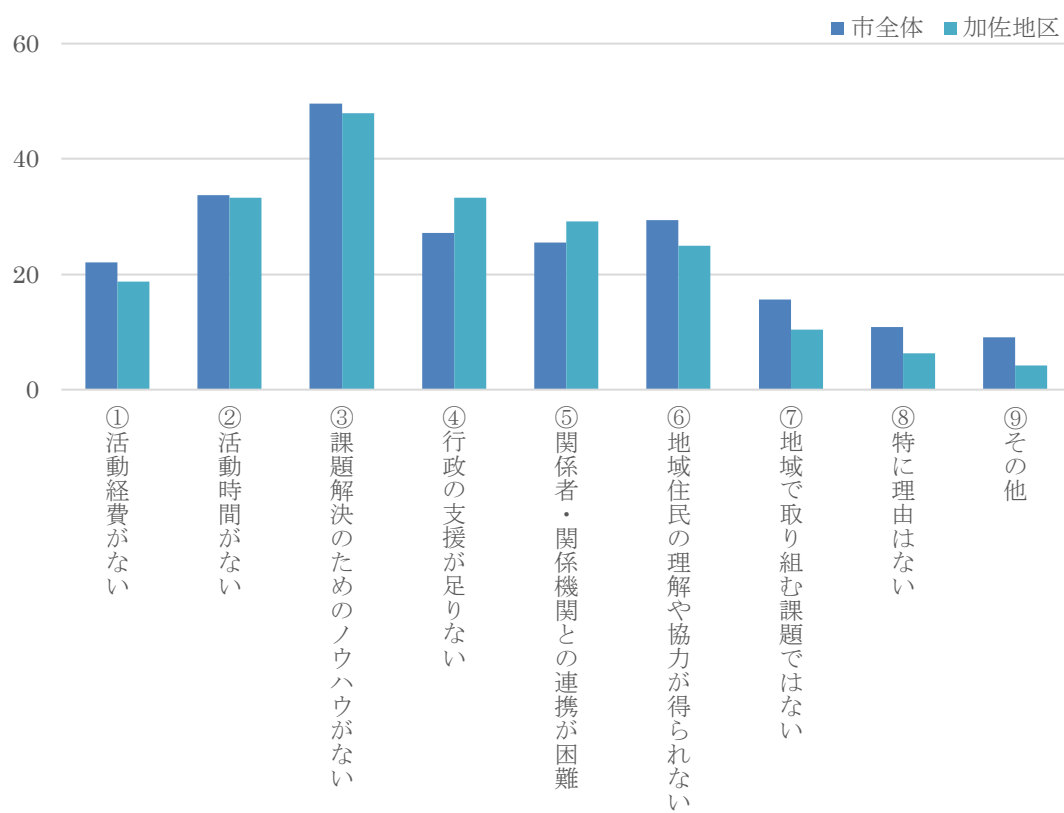
問 1 あなたの地域にあてはまる課題はありますか？



問 2 課題に対する地域での取り組み



問3 地域で課題解決に向けた取り組みを行う上での課題



3. ヒアリング調査 まとめ

実施期間：令和4年8月～10月

内容：ヒアリングは各分野の相談支援機関とし、日常的に相談支援業務にあたっておられる現職の方々に、肌で感じる現状、課題、好事例を中心にお話を伺った。

ヒアリング先：高齢 地域包括支援センター

障がい 相談支援事業所

子ども 子育て支援基幹センター、子ども総合相談センター

生活困窮 生活支援相談センター

地域福祉 社会福祉協議会

1. 高齢

① 地域で暮らす高齢者の現状

- ・ 地域によっては、サロンの世話役のなり手や、地域の集まる場や地域のつながりの場が減少している。
- ・ 病院受診時など、交通手段が少なく移動手段で悩む人が多い。
- ・ 対応困難ケースと言われる相談も多く、がん末期・経済的困窮・精神疾患・高齢障害者・ゴミ屋敷・薬物や犯罪歴のある方・アルコール依存症など多種多様な相談が入る。
- ・ 車がないと不便。公共交通機関も不便なため、運転を継続している
- ・ 交通費の負担も大きい。本人・周りが不安を抱えていても運転せざるを得ない。
- ・ 高齢者の集うサロンの新規利用者、後継者が不足している。
- ・ 交通手段が少ない。家族や知人などに送迎してもらえる方は良いが、そうでない方はバス停までタクシーで移動されている。

② 支援を行う中で感じる課題、不安に感じる事

- ・ 地域の中で、つながりが強い地域や希薄な地域もあり、高齢者全体の介護予防の視点でみると、集いの場の支援が必要。
- ・ 独居や高齢者世帯の支援が多く、フォーマルサービスだけでは支援しきれない部分がある。
- ・ 身寄りのない高齢者の対応。
- ・ 認知症の独居の高齢者の対応。
- ・ 社会的に阻害されてきた方への支援。
- ・ がん末期の方への支援。
- ・ 高齢者で経済的困窮者の支援。
- ・ 高齢者の引きこもり。

- ・ 高齢者のパーソナリティー障害など
- ・ ここ２年ほどで相談件数もかなり増えてきている。地域で支えることが限界に
- ・ 来ていると感じる。
- ・ 身寄りのない人の相談も増え、対応に苦慮している。
- ・ 交通費の負担増から受診しない人や治療を中断してしまう人もある。
- ・ 高齢者宅に、就労していない可能性がある子が同居されている時の関わり
- ・ 周囲に親族や関係者がおられず、誰に相談すべきか、どこまで援助すべきか迷う。
- ・ 生活保護にはならないが、収入が少ないため必要なサービスや、施設入所に繋げる事が難しい時。
- ・ 緊急連絡先が遠方に暮らす方や、疎遠の方である場合、対応してもらえるのだろうかと不安に感じる。

③ 支援の中で他分野他機関とうまく連携できている事例

- ・ 生活支援相談センター：経済的な問題がある人の支援について、役割分担しながら一緒に関わっている。
- ・ 民生委員：地域で心配な高齢者の相談があり、地域で介護が必要な方を把握できている。
- ・ 他分野とうまく連携が取れているとは感じません。今後の検討課題です。
- ・ 民生委員からの情報提供や相談も増えてきていることから、包括の役割が理解してもらえていると感じる。
- ・ 家族に障害がある人がいる際は、障害系の支援者と連携をとり、その家庭で一つと
- ・ なって支えているというケースもあった。
- ・ 民生委員から、地域で支援が必要な高齢者に関する情報を提供していただくことで、早期発見に繋がっている。
- ・ 在宅での看取りや、退院して少しの間でも自宅で過ごしたいと希望される方に対し、訪問診療は不可欠だが、地域の医師が対応してくださるため非常に助かっている。
- ・ 必要時には障害福祉センターと同行訪問し主治医からの話を聞きながら支援している。

④ その他

- ・ ケースが複雑化してきており、他機関との顔の見える関係づくりはとても大切だと感じます。
- ・ 今後支援を必要とする高齢者が爆発的に増加した時に包括はもちろんですが、高齢者施設や介護サービス、医療の現場など高齢者に係る事業所がどうなっていくのか不安に感じます。
- ・ 移動手段がクリアできれば、買い物や外出もできる人が増える。介護保険の利用も減ると思われる。
- ・ 割引チケットがあっても、場所によって格差が生じる。山間地になれば使用率も増えるが、補助できる金額が一律のため、交通費の負担が大きい。

◎まとめ（高齢）

- ・地域包括支援センターには、高齢者が抱える多種多様な相談が入る。中でも複雑・重層的な課題が増加。これからの超高齢化社会を見据え、相談体制の強化は必須。
- ・地域による違いは大きく、特に山間部における交通弱者の課題が大きい。
- ・集う「場」は重要だが、サロン等の世話人のなり手（後継者）がいない。
- ・独居高齢者の中でも親族が遠方に暮らす高齢者や、身内が全くいない高齢者が増加し、対応に苦慮している。
- ・地域をよく知る民生児童委員との連携は重要。うまくいっている。

2. 障害

① 現状

- ・ 障害者ある相談者の高齢化を感じる。支援する側も高齢者福祉や介護保険制度などの勉強が必要であると実感している。
- ・ サービスにつなげることのできない人（制度の間の人）の相談が増えてきた。
- ・ 地域には事業所につながっておらず、福祉サービスを利用していない人が意外とたくさんいる事を実感。支援者側が把握できていない人もいるはず。

② 課題

- ・ 高齢の両親（または片親）と生活が続いている障害のある子の将来。親亡き後どのように生活していくのか、常に抱える課題。8050 問題。
- ・ 現在の障害者福祉サービスでは対応できない人、支援できない人の存在。制度のはざま。柔軟に細やかな支援を提供できる制度の必要性を感じる。
- ・ 65 歳問題。障害者福祉サービスから介護福祉サービスへの転換期。併用できることになっているが、障害と介護という制度の違いがあり、どちらの制度にも精通した者がいない。行政や支援者側も片方はわかるが、両方に精通した人が少ないと実感。介護保険制度と障害者福祉制度の違いなど、それぞれの支援者が互いに熟知していないので、どちらがイニシアティブをとればいいのか…と思うケースもある。
- ・ 地域で一人暮らしの障害者。社会のルールを守ることが難しく地域から疎外されている人が地域生活をするために支援者ができることは何か、すべきことは何だろう、と悩む。民生委員や警察

など情報提供をしたりしているが…なかなか困難。地域で支える支援（見守り含め）があれば、と思う。

- ・ 障害者同士の恋愛や結婚、出産にどのように関わり支援していけばよいか苦慮
- ・ 一人暮らしの障害者の健康維持のための指導をどこまで介入していいものか迷い。
- ・ コロナ禍において、当事者では困難な保健所とのやり取りが大変。

③ 好事例

- ・ 包括支援センターとの連携はできており、聴言センター職員以外の別の支援者が訪問することになり、支援への理解が広がっていると実感。
- ・ 独居の障害者が本人の希望どおり、地域の中で支えられながらうまく生活できているケースもある。

◎まとめ(障害)

- ・ 支援が必要な障害者の高齢化。障害の支援をしながらも高齢者福祉の支援を必要とする人の増加。支援者側も高齢者福祉についての知識を持つ必要がある。
- ・ 高齢の両親と暮らす障害のある子ども。親亡き後の障害のある子の生活をどう支援していくか。
- ・ 現在の障害者福祉制度では対応できないが、確かに支援が必要な人の存在。
- ・ 障害者が 65 歳に到達し、介護保険サービスへ切り替え時点での課題。制度上は併用も可能ではあるが、支援者側が両方の制度へ精通しておく必要がある。
- ・ 触法障害者など、社会のルールを守ることに課題がある人が地域で生活していくための支援の難しさ。地域の理解を得る方法。

3. 子ども

- ・ 保育所や幼稚園に行っていない在宅の人と関わっているが、孤独を感じている人、孤立している人が多いと感じている。初めての子育てなど、不安を感じている親はとても多い。
- ・ 孤立している人を対象にあそびあむや子育て広場などの環境を整えているが、コロナ禍で利用を控える人が増えてきている。小さな子はマスクができないし、なんでも舐めるので、外出を控えようとする気持ちもわかるが…。
- ・ 舞鶴市は通勤族が多く、0, 1 歳児の在宅子育て（保育所、幼稚園にいない）者数は、近隣自治体と比べても多い。さらに、かつては生後 2 か月くらいから「子育て広場」に来る人

もいたのが、コロナ禍による外出控えにより生後 1 歳で初めてくる人が増えてきている。ということは、家にこもって、社会とつながっていない期間が 1 年間もあったということ。

- ・ 転勤の人が多く、知り合いや親族がおらず、助け合えない、話相手がいない。そういう人が舞鶴にはたくさんいると感じる。
- ・ 保育所に子を預けて働いている人は、子ども親も社会とのつながりがあるけれど、専業主婦は、家とスーパーの往復でつながりがない。帰宅した夫も疲れて話せない。育児ストレスをため込みやすい状況にあるといえる。
- ・ 在宅子育て家庭の現状をみている子育て支援基幹センターと、保健指導をしている保健センターが、情報を共有できている。さらに子育て総合相談センターがあるので、気になるケースや大きな課題を抱えたケースはそこにつなげるという体制は構築できている。支援者同志が顔の見える関係ができている。
- ・ 民生委員さんと連携した「こんにちは赤ちゃん事業」では、親側の喜びの声や、勘弁して（拒否）の声など、様々な声はあるが、結局「誰かがあなたを気にしてくれている」という思いが届けばみんなうれしいし、喜んでもらえている。
- ・ 舞鶴には地域で子どもを育てるという風土はあるようで、ちょっと散歩に出れば気軽に声をかけてくれたりする体験をよく耳にする。
- ・ 子育て支援アプリ「マイココ」の運用を開始。これまで支援が届かなかった人のつながるきっかけをつくることに着目。少しでも吐き出せたり、相談したりできるきっかけにしたい。
- ・ 昨今親のコミュニケーション能力が低下している感じがする。また、精神障害や知的障害など親側に支援を要する人も増えてきた。
- ・ 子育ての広場などに来る人はいいが、こない人は、子育てアプリマイココで取り込む努力しているが、来ない人こそが課題を抱えた人がいる。そこに虐待が起きていることも。
- ・ 乳児検診にも来ない。そういう人と、どうやってつながりをもつか。職員が訪問したりして、なんとかつながり作りをしているが…。
- ・ 特定妊婦（リスク抱えている人、障害や高齢）。舞鶴市では年間 10 数人発生している。この人たちを妊婦のうちからサポートしてつながりを作っておかないと、子どもが生まれた瞬間からは、小さな命の支援が必要になる。ここでしっかりサポートしておかないと子どもの命が絶たれることもありうる。行政が全てを見ることはできない。24 時間 365 日ミルクあげるところ、おむつを替えるところ、など付きっきりで支援することは不可能。
- ・ 一定は本人に任せなければいけないが、「ちょっと気にかけてあげて」といった感覚でご近所さんに頼めないかを感じる。結局同じ地域で暮らす者同士が一番身近な支援者になる。特定妊婦が出産し、一番大変な初動の部分を地域を含めたみんなで支えられたらいいと思う。

- ・「所属がある」というが、保育所、幼稚園、学校、などに所属していない人が問題。所属していれば、虐待に気づけるが、所属していなければ家の中に課題が隠れてしまう。地域の民生委員があの人しんどそうやで、と分かればいいが、なかなか表に見えてこない。
- ・来年、令和6年4月、子ども家庭センターを作りなさい、との国の方針がある。努力義務。そこが支援家庭のサポートプランを作る。保健センターと子育て総合相談センターと子育て支援基幹センターとの連携など、そういう動きもあるので、これらを見据えながらやる。

◎まとめ(子ども)

- ・舞鶴市には土地柄転勤族が多く、小さな子を抱えて孤立している人が多く、さらにコロナ禍による自粛生活も相まってより、人と人とのつながりが減った。
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」で全ての子を持つ親との接点を作り、いろいろな家庭はあるものの、喜んでもらえている。
- ・近年、親のコミュニケーション能力の低下を感じる。また、精神疾患や軽度の知的障害などを持つ方も増えた。
- ・「特定妊婦」というこれから子を育てるにあたって支援が必要な人が、年間十数名いる。
- ・支援が必要な親へできる限り支援しているが、24時間付きっきりで支援することはできない。子の命にもかかわることで心配している。そういう世帯を隣近所など地域で見守り、声掛けてもらえたら理想的。
- ・何とかして社会とつながろうとする人は大丈夫。課題を抱える人は社会とつながろうとしない。そういう人を地域で発見したら、コチラにつないでもらえる仕組みができればいいのだが。
- ・「マイココ」という子育て支援アプリの運用を開始。新しい形での「つながり」を創設した。手軽なツール(スマホアプリ)で、相談できる体制を作った。

4. 生活困窮

① 地域で暮らす地域住民の現状

《女性相談》

- ・感覚的に女性相談がこんなに多いのかと実感。多くはDV関係であるが、今年度も既に延べ120件を超える状況である。
- ・身体的、精神的に悩んでいる人が月15～20件相談に来られる。

- ・ DV を受け、いざ離れようと思っても、すぐに離れる場所が近くにない。
- ・ 主婦の方だと移動するのに、金銭的に難しい。（支援するのも難しい）
- ・ 子供の学校のこともあり、なかなか逃げるのが難しく、我慢して生活が続けるという選択をする人も。そのような人を支援するのが難しい。（公的福祉を希望しない人への支援の方法）

《生活困窮》

- ・ コロナが始まってから、相談に来られる人数が倍くらい増えた。
→昔相談に来られて立ち直りかけていた人や、違う相談で来ていた人がコロナで生活につまづき、再び困窮して相談に来られるケースが増えた。
- ・ 家族間の問題を相談しに来られる方もいる。
- ・ 知的障害、発達障害のボーダーの人の相談が多い
- ・ コミュニケーション能力の低い人や価値観が固執した人など、支援が困難な人が増えてきた。
（会話が成り立たない、支援者側へ敵対心を持つ）
- ・ 若い一人親方の相談が多い。良いときは仕事があったが、コロナ禍にあっては、末端はたちまち仕事がなくなりすぐに困窮する。中卒高卒で刺青があるなど、なかなか他の仕事ができにくい人が多い。
- ・ 金銭管理能力が低く、理解力が乏しいため、多重債務となってしまう人も。また、収入があっても管理できず、ギャンブル依存などに陥る人も

② 支援を行う中で感じる課題、不安に感じる事

《女性相談》

- ・ DV を受けた方への安全対策、生活をどう助けるか、金銭的支援をどうするか。
- ・ 言いたくないことも支援の方法を考えるために、思い出させて聞かなければならない。
- ・ ギリギリ生活保護にならない人への支援が難しい。少し収入が多いとか、家族の中に収入の多い人（非協力的）がいるとか…。働いて少しでも収入が得られるように支援しているが、働くことに否定的な人が多い。

《生活困窮》

- ・ SOS を出さない人、支援を求めてこない人、孤立している人が心配。アウトリーチの必要性を感じる。
- ・ 相談員の一言でトラブルが起きるかもしれないという緊迫感。
- ・ 「家族間で話し合ってください、考えてください。」と伝えても話し合えない、考えられない家族が増えた。家族だからこそ憎しみ疎遠になっていく。間に入って家族間の落としどころを探る。→家族全体を見て支援が必要となってきた。

- ・ 貸付をしても、詐欺にあわれたり、ギャンブルをしたりアドバイスを聞けない（依存している）人たちへの対応、支援が難しい
- ・ 生活保護に至らない人や、収入があっても支出が多い人も生活困窮にあたる。

③ 支援の中で他分野他機関とうまく連携できている事例

《女性相談》

- ・ 債権管理、市営住宅、子どもなんでも相談、保健センター、病院（精神）、保健所、包括支援センターなどと連携して支援している。顔つなぎもでき、連携支援の輪が定着している。
- ・ 民生委員の方から、大きな声が聞こえるなどのご近所の DV 情報を入れていただけるので、そこから早期に救う事ができる場合があり助かっている。
 - ◇ ただ、民生委員にはどこまで相談してよいかという悩みもある。
 - 隠れている問題を解決していく為には、民生委員はなくてはならない存在だと考えるので、つながりを持てると助かる。
- ・ 現在問題はないが、近い将来問題が発生しそうな方がいれば、保健所や包括支援センターが見守り訪問をしてくれるので、問題発生を早期にキャッチできる。

《生活困窮》

- ・ 住宅、障害、債権管理、保健センターなどと常に連携をとっている。
- ・ 病院や保健所へ専門的な意見を聞き、包括に繋いだりしている。
 - 困窮になっている原因が、何らかの依存症の場合もあり、専門的な知見が必要。
- ・ 孤立した人で親族もまったくいないと、死亡事務を行うこともある。

◎まとめ（生活困窮）

- ・ 毎年右肩上がり相談が増加している。コロナ禍にあつてさらに相談が増えた。
- ・ 生活保護の基準には満たないが、生活困窮している人への支援が特に困難。特効薬となる経済的支援は少なく、就労支援、家計支援に留まる。
- ・ コミュニケーション能力の低い人、価値観が固執している人、また精神障害などの特性を持つ人の相談が増え、高度な相談支援能力を要する。
- ・ 相談に来ない人も多く、アウトリーチの重要性を感じる。地域をよく知る民生児童委員からの情報提供は大変助かっている。
- ・ 相談者が抱える課題は多岐に渡り、関係機関と連携して支援している。

5. 地域福祉

① 地域で暮らす地域住民の現状

・ コロナの影響

社協職員が外出できない為、地域の声を聞けていない。

地域住民も自粛生活により、お互いが出会う機会が減った。

ボランティア活動も減少し、登録人数が激減。

何かやりたいと思っている方はいるし、助けを必要としている方もいるのだが、マッチングができない。

地域の行事や学校行事が中止になるばかりで、生活スタイルが変わった。

町内会議など集まることも少なくなった。

→「集まる必要性」を感じなくなった、「集まらないほうが楽でいい」と思う人が増え、これまで以上に人と人との関係の希薄化が進んだ気がする。フェードアウトしそのまま消滅してしまう危機も。

コロナになって新しい出会い（支援者とのつながり）ができている。民間企業の社会貢献、SDGSの取組みがつながることも増えてきた。

貸付希望者が増大している。生活に困窮している人が増えている印象。

・ 高齢化

何かやりたいと思ってくれている人の高齢化。後継者がいない。バトンを渡す人がいないので、どんどん衰退していく。

・ 移動手段

公共交通機関がなく、タクシーだとお金がかかる。（主に大浦、加佐地域）

通院、買い物で大金がかかることも。

・ 新しいつながり

助け合いを進める時代が、今は口を挟みにくい時代になってきた。「放つといってくれ！関わらないでほしい。」との希望。

→今は個々のコミュニティー（SNS など）を持っているので、隣近所の助けがなくてもそれぞれのコミュニティーで助けられている部分もあるのかもしれない。これまでどおりの「つながり」だけではない。

② 支援を行う中で感じる課題、不安を感じる事

- ・ 1 人にしてほしい、口を挟まれたくない人は今のままで幸せなのかもしれないが、いざ助けてほしい状況になると、やはり地域のコミュニケーションが必要なのではないか。

- ・ ボランティアの人が減った。集まる場所がない。

- ・ →ボラセン主催で月に 1 回ボランティアカフェを開催することとしている。
- ・ 集まったり、活動、サロンをする場所がない。借りたりするのにもお金がかかる。
- ・ 若い世代（高校生ボランティア）が福祉やボランティアに関わることで、活気もでるし、後継者へのつながりにもなる。また、若いうちから福祉に接する機会を持つことで、福祉人材の育成にもつながってくると考えている。
- ・ →例えば YMCA さんと絡めないか。YMCA 内でボランティア部をとコラボするとか。
- ・ ゴミ出しの相談がよくある。（ヘルパーさん来られなくなった、時間内に間に合わないなど）近くの支えあいサポーターの方にお世話になれたらと思うのだが、支えあいサポーターの方も減少しているので民生委員の方が手伝ってくれる場合もある。だが、そういったことは民生委員の仕事ではない。本当は隣近所の手助けを得られてうれしいのだが…
- ・ 民生児童委員さんに相談すると、ご近所の方を紹介してもらえて対応いただいたケースもある。民生児童委員さんは地域の事をよく知っておられる。

③ 支援の中で他分野機関とうまく連携できている事例

- ・ 21 ビルの生命保険会社が活動しようとしている。
- ・ 神崎海岸清掃にはオムロンさんをはじめ、民間企業も手伝ってくれている。
- ・ 企業の方も何かしよう、やりたいという気持ちはあるが、どこにつながったらいいか、ノウハウがなく社協に問い合わせがあってつながることができている。
- ・ →社協をもっと知ってもらう、PR をすることが必要。
- ・ （些細なことでも電話をいただくことが増えているので、少しずつ認知度は上がってはきている感覚はある。）
- ・ 福祉に全く関係ない民間企業でも、それぞれの強みを生かした地域貢献が可能。
- ・ （例 携帯電話会社だと、スマホの操作を教える）
- ・ NPO とはまだ連携が取れていないので、民間企業の強さものをばしていきたい。

④ その他（まとめ）

- ・ 何かを待っているのだけでは何も生まれない。仕組みをつくっていかないとけない。
- ・ 若い世代が熱を注ぐところが今までとは違う方向に向かっているので、従来の仕組みではダメ。
- ・ 他分野との壁を低くし、風通しを良くすることが重要→重層事業への展開
- ・ 小さな子がいる人も、近所に集まれる場所があれば参加しやすい。
- ・ 福祉は申請主義が基本。情報弱者へのアプローチの必要性を感じている。
- ・ 各地で災害が発生しているが、ボランティアの派遣、スタッフの派遣が近隣市に留まり、復興が遅くなることへの懸念。

◎まとめ(社会福祉協議会)

- ・コロナ禍にあって、地域行事やイベントなどが軒並み中止となり 2 年、3 年と経過した。しない事が日常となりつつあり、このまま再開しない懸念もある。地域では「やらない方が楽だし、やらなくていいのでは…」という考えも聞かれる。
- ・コロナ禍にあってこそその新しつながり(民間企業など)ができた。
- ・新しいコミュニティ(例えば SNS やゲームなど)もつながりとして考えたらいいい。何か困った時に助けを求められる関係があればそれでいいと思う。これまで求めてきた、隣近所の支えあいが全てではない。
- ・ボランティアをしようとする人が減った。集まる場所がないとの声を聞き、新たに定期的にボランティアカフェを開催。
- ・若い世代がボランティアに関わることで、福祉の心を持った大人に育つ。福祉教育は重要と考える。
- ・地域の事をよく知る民生児童委員との連携は重要。
- ・社協は何をしているところ？何をしてくれるところ？認知度が低い。PR 不足を感じる。

4. 用語解説

No.	用語	解説
1	地域共生社会	誰もが住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、共に支え合いながら暮らす社会
2	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの
3	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
4	ダブルケア	子育てと介護の両方を担うこと
5	8050 問題	一般的に 80 代の親と同居する自立できない事情を抱える 50 代の子どもが、社会的に孤立してしまう問題
6	包括的な支援	あらゆる方面から、あらゆる手段を使って手助けすること
7	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた手法として地域包括支援センターまたは市町村が開催する会議体
8	自助・共助・ 互助・公助	自助 自分自身で、自分や家族が健康に生活できるよう努力すること 互助 自治会や近隣など身近な地域の中で支えあうこと 共助 社会保障制度・サービス 公助 行政による公的な福祉サービス これまで自助、共助、公助と 3 つに分けることが多かったが、特に互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとして分離されている。

No.	用語	解説
9	核家族	社会における家族の形態の一つ。「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子供」「父親また母親とその未婚の子供」の世帯
10	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者数の割合
11	普通出生率	人口 1000 人当たり出生数
12	民生児童委員	国の委嘱を受けた地域ボランティア。地域の高齢者や児童、障害者など福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、身近な相談窓口として行政などをつなぐ役割を担う。任期は 3 年。
13	主任児童委員	他の民生委員・児童委員と協力して子どもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員
14	輪番制	複数の人が順番を決めて、順にかわるがわる担当になる制度
15	アウトリーチ	さまざまな手段を使って、必要な人に必要なサービスと情報を届けること
16	SNS	スマホやパソコンを使って、web 上で「社会的つながり」を構築することのできるコミュニティサービスの総称
17	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
18	まいココ	妊娠期から出産、子育て期の方々に、個々に応じた切れ目ない情報を届けることに加え、子育て支援サービスのネット予約やオンライン相談などデジタル技術を活用した便利な機能を利用できるアプリ
19	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる人
20	中核機関	成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関

No.	用語	解説
21	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画
22	ICT 技術	PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称
23	セルフネグレクト	生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。「ごみ屋敷」などがそれにあたる。

舞鶴市第 5 期地域福祉計画

(2023 年度～2026 年度)

令和 5 年 7 月

舞鶴市福祉部 福祉企画課

TEL : 0773-66-1011 FAX : 0773-62-7957